

那 霸 市 公 報

第 1 8 8 3 号
 毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行
 発 行 所
 那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号
 那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

◇ 告 示 ◇

- 指定障害福祉サービス事業者等の公示について (障がい福祉課) …………… 841
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について (保護管理課) …………… 843
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について (保護管理課) …………… 844
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について (保護管理課) …………… 845
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の辞退について (保護管理課) …………… 846
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について (保護管理課) …………… 847
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の変更について (保護管理課) …………… 848

◇ 議 会 規 則 ◇

- 那覇市議会会議規則の一部を改正する規則…………… 849

◇ 議 会 訓 令 ◇

- 那覇市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令…………… 868

◇上下水道局規程◇

○那覇市上下水道局人事評価実施規程	869
○那覇市上下水道局職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程	870
○那覇市上下水道局被服貸与規程の一部を改正する規程	874
○那覇市上下水道局分課規程の一部を改正する規程	879
○那覇市上下水道局請負工事監督規程の一部を改正する規程	881
○那覇市上下水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程	891
○那覇市上下水道局企業職員給与規程の一部を改正する規程	896
○那覇市上下水道局臨時職員の身分取扱いに関する規程の一部を改正する規程	897
○那覇市上下水道局契約事務規程の一部を改正する規程	900
○那覇市下水道条例施行規程の一部を改正する規程	904
○那覇市排水設備指定工事店規程の一部を改正する規程	910
○那覇市上下水道局再生水利用下水道事業実施規程の一部を改正する規程	915
○那覇市上下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程	921

◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について	924
------------------------	-----

◇正 誤◇

○那覇市公報第1877号の正誤	925
-----------------	-----

告 示

那覇市告示第 52 号
令和 7 年 4 月 4 日
掲 示 済

指定障害福祉サービス事業者等の公示について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第50条第1項第6号、第7号、第8号及び第9号の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消処分を行ったことを、下記のとおり公示する。

那覇市長 知念 覚

記

法人名	株式会社 奏コンサルティング
法人所在地	沖縄県中頭郡北谷町北前1丁目15番地2 (2F)
法人代表者	兼廣 ともみ
事業所名	① 奏・GHナハ前島、②奏・GHナハ樋川
事業所所在地	① 那覇市前島3丁目2-11 ② 那覇市樋川2丁目2番地5
指定年月日	① ②令和6年4月1日
サービス種別	共同生活援助
処分内容	指定の取消 (令和7年6月30日)
処分理由	<p>① 指定時から世話人の配置の実態が人員基準を満たしていないにもかかわらず、サービス提供職員欠如減算を適用することなく、人員基準を満たしているものとして、実態と異なる給付費の請求を行った。(法第50条第1項第6号に該当)</p> <p>② 夜間支援等体制加算 (I) について、指定時から夜間支援従事者の支援の内容が加算の要件を満たしていないにもかかわらず、要件を満たしているものとして、利用者全員に関わる当該加算の請求を行った。また、夜間支援従事者の配置の実態が事業所全体で1名であったにもかかわらず、複数名の配置があったとして、実態と異なる過度な給付請求を行った。(法第50条第1項第6号に該当)</p> <p>③ 医療連携体制加算 (VII) について、指定時から加算要件を満たしていないにもかかわらず、加算の要件を満たしているものとして当該加算の請求を行った。(法第50条第1項第6号に該当)</p> <p>④ 法第48条第1項の規定に基づき指定する関連書類の提出を命じたところ、これに従わなかった。(法第50条第1項第7号に該当)</p> <p>⑤ 代表取締役に対し行った質問に詳細に答弁せず、監査における調査を忌避した。(法第50条第1項第8号に該当)</p> <p>⑥ 指定障害福祉サービス事業所指定申請において、人員基準を満たすことを装うため、指定日から勤務する見込みのない従業者を配置するとして虚偽の申請を行い、指定を受けた。(法第50条第1項第9号に該当)</p>

那 覇 市 告 示 第 86 号

令 和 7 年 5 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那 覇 市 長 知 念 覚

名 称	開 設 者	指 定 年 月 日
所 在 地		
訪問看護ステーション ベース	合同会社 BASE	令和 7 年 3 月 26 日～ 令和 13 年 3 月 25 日
那覇市与儀 232 番地 28SAN コーポ 1 階		
METKIDS CLINIC 沖縄	一般社団法人 METKIDS	令和 7 年 3 月 1 日～ 令和 13 年 2 月 28 日
那覇市曙 2 丁目 4 番 13 号 OKK Bldg 2 階 2-A・2-B		
すこやか薬局 鏡原店	株式会社薬正堂	令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 13 年 3 月 31 日
那覇市鏡原町 10 番 3 号		

那 覇 市 告 示 第 8 7 号

令 和 7 年 5 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那 覇 市 長 知 念 覚

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
ハートライン沖縄クリニック	吉澤 孝典	令和7年2月28日
那覇市曙2-4-13 OKK Bldg 2階 2-A・2-B		
ミント薬局 真地店	有限会社 かわみつ	令和7年2月28日
那覇市真地 156 番の2		

那 覇 市 告 示 第 8 8 号

令 和 7 年 5 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那 覇 市 長 知 念 覚

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
	訪問看護ステーション アスリノ	令和7年4月1日
所在地	那覇市松山1-17-44 八重洲ビル301 (那覇市樋川二丁目2番5号 606)	

那 覇 市 告 示 第 89 号

令 和 7 年 5 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の辞退について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり辞退の届出があった。

那 覇 市 長 知 念 覚

名 称	辞 退 年 月 日
所 在 地	
医療法人なないろ歯科・こども矯正歯科 クリニック那覇・おもろまち医院	令 和 7 年 5 月 1 日
那覇市おもろまち一丁目 5 番 12 号 2 階	

那 覇 市 告 示 第 90 号

令 和 7 年 5 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那 覇 市 長 知 念 覚

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
	訪問看護ステーション アスリノ	令和7年4月1日
所在地	那覇市松山1-17-44 八重洲ビル301 (那覇市樋川二丁目2番5号 606)	

那 覇 市 告 示 第 91 号
令 和 7 年 5 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく
施術機関の変更について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく施術機関について、生活保護法第55条において準用する第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定施術機関より、次のとおり変更の届出があった。

那 覇 市 長 知 念 覚

施 術 機 関 名 称 (施術所名称)		変 更 年 月 日
変 更 事 項	変 更 後 (変 更 前)	
國 吉 正 人 (くによし整骨院)		令 和 7 年 4 月 1 日
施術所の名称・所在地	那 覇 市 西 1 丁 目 19-1 サンシャインハイツ白石 601 号 (那 覇 市 西 1-13-5 喜久山アパート 1 階)	

議会規則

那覇市議会規則第 2 号
令和 7 年 4 月 9 日
公 布 済

那覇市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市議会議長 野 原 嘉 孝

那覇市議会会議規則の一部を改正する規則

那覇市議会会議規則(昭和47年那覇市議会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次 第1章～第8章 [略] 第9章 [略](第169条)</p> <p>付則 (宿所又は連絡所の届出)</p> <p>第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも<u>また</u>同様とする。 (会期中の閉会)</p> <p>第7条 会議に付された事件を<u>すべて</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。 (会議時間)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</p> <p>3 会議の開始は、<u>号鈴</u>で報ずる。 (休会)</p> <p>第10条 <u>市の休日</u>は、休会とする。</p> <p>2～4 [略] (会議の開閉)</p> <p>第11条 <u>開議</u>、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。</p>	<p>目次 第1章～第8章 [略] 第9章 [略](<u>第169条—第171条</u>)</p> <p>付則 (宿所又は連絡所の届出)</p> <p>第3条 議員は、<u>住所</u>とは別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも、<u>また</u>同様とする。 (会期中の閉会)</p> <p>第7条 会議に付された事件を<u>全て</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。 (会議時間)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、<u>会議に宣告することにより</u>、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。</u></p> <p>4 会議の開始は、<u>ブザー</u>で報ずる。 (休会)</p> <p>第10条 <u>那覇市の休日を定める条例(平成30年那覇市条例第33号)第1条第1項に規定する本市の休日</u>は、休会とする。</p> <p>2～4 [略] (会議の開閉)</p> <p>第11条 <u>会議の開議</u>、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。</p>

2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第12条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

(出席催告)

第13条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所(別に宿所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡所)に文書又は口頭をもって行う。

(一事不再議)

第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。

(先決動議の表決の順序)

第18条 他の事件に先立って表決に付さなければならぬ動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 会議の議題となつた事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 議長が会議の開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第12条 会議の開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が法第113条の規定による定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

2 会議の会議中において、定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議の会議中において、定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

(出席催告)

第13条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議場又は会派控室に現在する議員又は議員の住所(住所とは別に宿所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡所)に文書又は口頭をもって行う。

(一事不再議)

第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

(先決動議の表決の順序)

第18条 他の事件に先立って表決に付さなければならぬ動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 会議の議題となつた事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前におい

2 議員が提出した事件及び動議につき、前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

(日程の順序変更及び追加)

第21条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮つて、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(延会の場合の議事日程)

第23条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかつたとき又はその議事が終わらなかつたときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第24条 議事日程に記載した事件の議事を終わったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮つて延会することができる。

(議場の出入口閉鎖)

第27条 投票による選挙を行うときは、議長は、第25条(選挙の宣告)の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票)

第29条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備付けの投票箱に投入する。

(投票の終了)

第30条 議長は、投票が終わつたと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票

ては、議長の許可を得なければならない。

2 議員が提出した事件及び動議につき、前項の許可を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第1項の許可を求めようとするときは、委員会の許可を得て委員長から請求しなければならない。

(日程の順序変更及び追加)

第21条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮つて、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(延会の場合の議事日程)

第23条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかつたとき又はその議事が終わらなかつたときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第24条 議事日程に記載した事件の議事を終わったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮つて延会することができる。

(議場の出入口閉鎖)

第27条 投票による選挙を行うときは、議長は、第25条の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票)

第29条 議員は、議長の指示に従って、順次、投票する。

(投票の終了)

第30条 議長は、投票が終わつたと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票

<p>の終了を宣告する。その宣告が<u>あつた後</u>は、投票することができない。</p> <p>(開票及び投票の効力)</p> <p>第31条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(一括議題)</p> <p>第35条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に<u>諮つて</u>決める。</p> <p>(議案等の朗読)</p> <p>第36条 議長は、必要があると認めるときは、議題に<u>なつた</u>事件を職員をして朗読させる。</p> <p>(議案等の説明、質疑及び委員会付託)</p> <p>第37条 会議に付する事件は、第141条(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項における提出者の説明及び委員会への付託は、討論を用いないで会議に<u>諮つて</u>省略することができる。</p> <p>(付託事件を議題とする時期)</p> <p>第38条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を<u>待つて</u>議題とする。</p> <p>(委員長の報告及び少数意見者の報告)</p> <p>第39条 委員会が審査又は調査した事件が議題と<u>なつた</u>ときは、委員長がその経過及び結果を報告し、次いで少数意見者が少数意見の報告をする。</p>	<p>の終了を宣告する。その宣告が<u>あつた後</u>は、投票することができない。</p> <p>(開票及び投票の効力)</p> <p>第31条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p><u>4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による交付に関し必要な事項は、議長が定める。</u></p> <p>(一括議題)</p> <p>第35条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に<u>諮つて</u>決める。</p> <p>(議案等の朗読)</p> <p>第36条 議長は、必要があると認めるときは、議題に<u>なつた</u>事件を職員をして朗読させる。</p> <p>(議案等の説明、質疑及び委員会付託)</p> <p>第37条 会議に付する事件は、第141条に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項における提出者の説明及び委員会への付託は、討論を用いないで会議に<u>諮つて</u>省略することができる。</p> <p>(付託事件を議題とする時期)</p> <p>第38条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を<u>待つて</u>議題とする。</p> <p>(委員長の報告及び少数意見者の報告)</p> <p>第39条 委員会が審査又は調査した事件が議題と<u>なつた</u>ときは、委員長がその経過及び結果を報告し、次いで少数意見者が少数意見の報告をする。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 [略]

3 第1項の報告は、討論を用いないで会議に諮つて省略することができる。

4 [略]

(修正案の説明)

第40条 委員長の報告及び少数意見者の報告が終わつたとき又は委員会への付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。

(討論及び表決)

第42条 議長は、前条の質疑が終わつたときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(委員会の審査又は調査期限)

第44条 [略]

2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかつたときは、その事件は、第38条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第45条 [略]

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。

(議事の継続)

第47条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となつたときは、前の議事を継続する。

(指定者以外の者の退場)

第48条 秘密会を開く議決があつたときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(発言の許可)

第50条 発言は、すべて議長の許可を得た後にしなければならない。

2 [略]

3 第1項の報告は、討論を用いないで会議に諮つて省略することができる。

4 [略]

(修正案の説明)

第40条 委員長の報告及び少数意見者の報告が終わつたとき又は委員会への付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。

(討論及び表決)

第42条 議長は、前条の質疑が終わつたときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(委員会の審査又は調査期限)

第44条 [略]

2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかつたときは、その事件は、第38条の規定にかかわらず、議会において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第45条 [略]

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

(議事の継続)

第47条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となつたときは、前の議事を継続する。

(指定者以外の者の退場)

第48条 秘密会を開く議決があつたときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(発言の許可)

第50条 発言は、全て議長の許可を得た後にしなければならない。

<p>(発言の通告及び順序)</p> <p>第51条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 発言の通告をした者が欠席したとき又は発言の順位に<u>当たつても</u>発言しないとき若しくは議場に現在しないときは、その通告は効力を失う。</p> <p>(発言の通告をしない者の発言)</p> <p>第52条 発言の通告をしない者は、通告した者が<u>すべて</u>発言を終わつた後でなければ発言を求めることができない。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(議長の発言討論)</p> <p>第54条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が<u>終わった後</u>、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。</p> <p>(発言内容の制限)</p> <p>第55条 発言は、<u>すべて</u>簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。</p> <p>2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は<u>発言</u>を禁止することができる。</p> <p>3 議員は、<u>質疑に当たつては</u>、自己の意見を述べることができない。</p> <p>(発言時間の制限)</p> <p>第57条 [略]</p> <p>2 議長の定めた時間の制限について、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に<u>諮つて</u>決める。</p> <p>(発言の継続)</p> <p>第59条 延会、中止又は休憩のため発言が<u>終わらなかつた</u>議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。</p>	<p>(発言の通告及び順序)</p> <p>第51条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 発言の通告をした者が欠席したとき又は発言の順位に<u>当たつても</u>発言しないとき若しくは議場に現在しないときは、その通告は効力を失う。</p> <p>(発言の通告をしない者の発言)</p> <p>第52条 発言の通告をしない者は、通告した者が<u>全て</u>発言を終わつた後でなければ発言を求めることができない。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(議長の発言討論)</p> <p>第54条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が<u>終わった後</u>、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。</p> <p>(発言内容の制限)</p> <p>第55条 発言は、<u>全て</u>簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。</p> <p>2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、<u>発言</u>を禁止することができる。</p> <p>3 議員は、<u>質疑に当たつては</u>、自己の意見を述べることができない。</p> <p>(発言時間の制限)</p> <p>第57条 [略]</p> <p>2 議長の定めた時間の制限について、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に<u>諮つて</u>決める。</p> <p>(発言の継続)</p> <p>第59条 延会、中止又は休憩のため発言が<u>終わらなかつた</u>議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>(質疑又は討論の終結)</p> <p>第60条 質疑又は討論が<u>終わった</u>ときは、議長は、その終結を宣告する。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に<u>諮って</u>決める。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第64条 質問については、第56条(質疑の回数)及び第60条(質疑又は討論の終結)の規定を準用する。</p> <p>(表決問題の宣告)</p> <p>第67条 議長は、表決を<u>とろう</u>とするときは、表決に付する問題を宣告する。</p> <p>(起立等による表決)</p> <p>第70条 議長が表決を<u>とろう</u>とするときは、問題を可とする者を起立又は挙手させ、起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 議長が起立者又は挙手者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>とらなければならない</u>。</p> <p>3 第1項及び第76条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、電子表決システムにより表決を<u>とる</u>ことができる。</p> <p>4 電子表決システムにより表決を<u>とる</u>ときは、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。</p> <p>(投票による表決)</p> <p>第71条 議長が必要があると認めるとき又は出席議員3人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を<u>とる</u>。</p> <p>2 [略]</p> <p>(選挙規定の準用)</p> <p>第74条 記名投票又は無記名投票を行う場</p>	<p>(質疑又は討論の終結)</p> <p>第60条 質疑又は討論が<u>終わった</u>ときは、議長は、その終結を宣告する。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に<u>諮って</u>決める。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第64条 質問については、第56条及び第60条の規定を準用する。</p> <p>(表決問題の宣告)</p> <p>第67条 議長は、表決を<u>採ろう</u>とするときは、表決に付する問題を宣告する。</p> <p>(起立等による表決)</p> <p>第70条 議長が表決を<u>採ろう</u>とするときは、問題を可とする者を起立又は挙手させ、起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 議長が起立者又は挙手者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>採らなければならない</u>。</p> <p>3 第1項及び第76条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、電子表決システムにより表決を<u>採る</u>ことができる。</p> <p>4 電子表決システムにより表決を<u>採る</u>ときは、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。</p> <p>(投票による表決)</p> <p>第71条 議長が必要があると認めるとき又は出席議員3人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を<u>採る</u>。</p> <p>2 [略]</p> <p>(選挙規定の準用)</p> <p>第74条 記名投票又は無記名投票を行う場</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

合には、第27条(議場の出入口閉鎖)、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)、第32条(選挙結果の報告)第1項及び第33条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(簡易表決)

第76条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、起立又は挙手の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第77条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

(公述人の決定)

第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 [略]

(会議録の記載事項)

第85条 [略]

2 議事は、速記法によって速記する。

合には、第27条から第30条まで、第31条第1項から第3項まで、第32条第1項及び第33条の規定を準用する。

(簡易表決)

第76条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、起立又は挙手の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第77条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

(公述人の決定)

第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 [略]

(会議録の記載事項)

第85条 [略]

2 議事は、速記による方法その他議長が適当と認める方法によって記録する。

<p>(会議録の配布)</p> <p>第86条 会議録は、議員及び関係者に配布 <u>(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。)</u>する。</p> <p>(会議録に掲載しない事項)</p> <p>第87条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第65条(発言の取消し又は訂正)の規定により取り消した発言は、掲載しない。</p> <p>(会議録署名議員)</p> <p>第88条 会議録に署名する議員(<u>会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員</u>)は、2人とし、議長が会議において指名する。</p> <p>(出席委員に関する措置)</p> <p>第94条の2 この章における出席委員には、那覇市議会委員会条例(昭和47年那覇市条例第83号)<u>第15条の2第3項に規定する委員を含む。</u></p> <p>(一括議題)</p> <p>第96条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用い<u>ないで</u>会議に<u>諮つて</u>決める。</p> <p>(審査順序)</p> <p>第98条 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によつて行うを例とする。</p> <p>(先決動議の表決順序)</p> <p>第99条 他の事件に<u>先立って</u>表決に付さなければならぬ動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を</p>	<p>(会議録の配布)</p> <p>第86条 会議録は、議員及び関係者に配布する。</p> <p>(会議録に掲載しない事項)</p> <p>第87条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第65条の規定により取り消した発言は、掲載しない。</p> <p>(会議録署名議員)</p> <p>第88条 会議録に署名する議員は、2人とし、議長が会議において指名する。</p> <p>(出席委員に関する措置)</p> <p>第94条の2 この章における出席委員には、那覇市議会委員会条例(昭和47年那覇市条例第83号)<u>第15条の2第1項に規定するオンラインによる方法(以下「オンラインによる方法」という。)</u>で委員会に出席している委員を含む。</p> <p>(一括議題)</p> <p>第96条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用い<u>ないで</u>会議に<u>諮つて</u>決める。</p> <p>(審査順序)</p> <p>第98条 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によつて行うを例とする。</p> <p>(先決動議の表決順序)</p> <p>第99条 他の事件に<u>先立って</u>表決に付さなければならぬ動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>用いないで会議に<u>諮</u>って決める。</p> <p>(動議の撤回)</p> <p>第100条 提出者が会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。</p> <p>(議事の継続)</p> <p>第107条 会議が中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となつたときは、前の議事を継続する。</p> <p>(委員会報告書)</p> <p>第110条 委員会は、事件の審査又は調査を終わつたときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。</p> <p>(指定者以外の者の退場)</p> <p>第112条 秘密会を開く議決があつたときは、委員長は、傍聴人及び委員長の指定する者以外の者を会議室の外に退去させなければならない。</p> <p>(発言の許可)</p> <p>第114条 委員は、<u>すべて</u>委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。</p> <p>(発言内容の制限)</p> <p>第116条 発言は<u>すべて</u>、簡明かつ那覇市議会基本条例(平成24年那覇市条例第78号。以下「条例」という。)及び那覇市議会議員政治倫理条例(令和5年那覇市条例第26号)の規定の趣旨にのっとりしたものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(委員外議員の発言)</p> <p>第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。</p>	<p>用いないで会議に<u>諮</u>って決める。</p> <p>(動議の撤回)</p> <p>第100条 提出者が会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。<u>ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。</u></p> <p>(議事の継続)</p> <p>第107条 会議が中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となつたときは、前の議事を継続する。</p> <p>(委員会報告書)</p> <p>第110条 委員会は、事件の審査又は調査を終わつたときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。</p> <p>(指定者以外の者の退場)</p> <p>第112条 秘密会を開く議決があつたときは、委員長は、傍聴人及び委員長の指定する者以外の者を会議室の外に退去させなければならない。</p> <p>(発言の許可)</p> <p>第114条 委員は、<u>全て</u>委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。</p> <p>(発言内容の制限)</p> <p>第116条 発言は<u>全て</u>、簡明かつ那覇市議会基本条例(平成24年那覇市条例第78号。以下「条例」という。)及び那覇市議会議員政治倫理条例(令和5年那覇市条例第26号)の規定の趣旨にのっとりしたものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(委員外議員の発言)</p> <p>第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員(<u>以下この条において「委員外議員」という。</u>)に対し、その出席を</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。
- 3 前2項の場合において、那覇市議会委員会条例第15条の2第1項の規定により、オンラインによる方法(同条第1項に規定するオンラインによる方法をいう。以下同じ。)で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。

(委員長の発言)

第118条 [略]

(答弁書の朗読)

第125条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、職員をして朗読させる。

(表決問題の宣告)

第128条 委員長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立等による表決)

第131条 委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立又は挙手

求めて説明又は意見を聴くことができる。

- 2 委員会は、委員外議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。
- 3 前2項の場合において、那覇市議会委員会条例第15条の2第1項の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

- 4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

(委員長の発言)

第118条 [略]

- 2 那覇市議会委員会条例第15条の2第1項の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

(答弁書の配布)

第125条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

(表決問題の宣告)

第128条 委員長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立等による表決)

第131条 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立又は挙手

<p>させ、起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 委員長が起立者又は挙手者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>とらなければならない</u>。</p> <p>3 第1項及び第137条ただし書の規定にかかわらず、委員長が必要があると認めるときは、電子表決システムにより表決を<u>とることができる</u>。</p> <p>4 [略] (投票による表決)</p> <p>第132条 委員長が必要があると認めるとき又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を<u>とる</u>。</p> <p>2 [略] (選挙規定の準用)</p> <p>第135条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、<u>第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)及び第32条(選挙結果の報告)第1項の規定を準用する</u>。 (簡易表決)</p> <p>第137条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立又は挙手の方法で表決を<u>とらなければならない</u>。 (表決の順序)</p> <p>第138条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を<u>とる</u>。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を</p>	<p>させ、起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 委員長が起立者又は挙手者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>採らなければならない</u>。</p> <p>3 第1項及び第137条ただし書の規定にかかわらず、委員長が必要があると認めるときは、電子表決システムにより表決を<u>採ることができる</u>。</p> <p>4 [略] (投票による表決)</p> <p>第132条 委員長が必要があると認めるとき又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を<u>採る</u>。</p> <p>2 [略] (選挙規定の準用)</p> <p>第135条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、<u>第28条から第30条まで、第31条第1項から第3項まで及び第32条第1項の規定を準用する</u>。 (簡易表決)</p> <p>第137条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立又は挙手の方法で表決を<u>採らなければならない</u>。 (表決の順序)</p> <p>第138条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を<u>採る</u>。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>用いないで会議に<u>諮</u>って決める。</p> <p>2 修正案が<u>すべて</u>否決されたときは、原案について表決をとる。 (請願書の記載事項等)</p> <p>第139条 [略] 2～4 [略]</p> <p>(請願の委員会付託)</p> <p>第141条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、<u>議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。</u></p> <p>3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす。</p> <p>(紹介議員の委員会出席)</p> <p>第142条 [略] 2 紹介議員は、前項の要求が<u>あつた</u>ときは、これに応じなければならない。 3 前項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で<u>当該委員会に出席</u>することができる。</p>	<p>用いないで会議に<u>諮</u>って決める。</p> <p>2 修正案が<u>全て</u>否決されたときは、原案について表決を採る。 (請願書の記載事項等)</p> <p>第139条 [略] 2～4 [略]</p> <p>5 <u>請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。</u></p> <p>6 <u>議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。</u></p> <p>(請願の委員会付託)</p> <p>第141条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、<u>常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</u></p> <p>2 <u>委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。</u></p> <p>3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものと<u>みなし、それぞれの委員会に付託する。</u></p> <p>(紹介議員の委員会出席)</p> <p>第142条 [略] 2 紹介議員は、前項の要求が<u>あつた</u>ときは、これに応じなければならない。 3 前項の場合において、<u>那覇市議会委員会条例第15条の2第1項の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明</u>することができる。 4 <u>前項の紹介議員が、オンラインによる方</u></p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>(請願の審査報告)</p> <p>第143条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により<u>意見を付け、議長に報告しなければならない。</u></p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(陳情書の処理)</p> <p>第145条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、<u>その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。</u></p> <p>(資格決定の審査)</p> <p>第149条 前条の要求については、議会は、<u>第37条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。</u></p> <p>(決定書の交付)</p> <p>第150条 <u>議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。</u></p> <p>(携帯品)</p> <p>第152条 議場又は委員会の会議室に入る者は、<u>帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。</u></p> <p>(資料等印刷物の配布許可)</p>	<p><u>法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u></p> <p>(請願の審査報告)</p> <p>第143条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>2 <u>委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>(陳情書の処理)</p> <p>第145条 議長は、陳情書又はこれに類するもので<u>議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。</u></p> <p>(資格決定の審査)</p> <p>第149条 前条の要求については、議会は、<u>第37条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。</u></p> <p>(決定の通知)</p> <p>第150条 <u>前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。</u></p> <p>(携帯品)</p> <p>第152条 議場又は委員会の会議室に入る者は、<u>帽子、コート、マフラー又は傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。</u></p> <p>(資料等印刷物の配布許可又は提示許可)</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第157条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(懲罰動議の提出)

第160条 [略]

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第49条(秘密の保持)第2項又は第113条(秘密の保持)第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第161条 懲罰については、議会は、第37条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。

(協議等の場の開催方法の特例)

第167条 [略]

第157条 議場又は委員会の会議室において、資料等を配布又は掲示するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(電子画像等の投影許可)

第157条の2 議場又は委員会の会議室において、電子化された画像等をモニター等に投影するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(懲罰動議の提出)

第160条 [略]

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第49条第2項又は第113条第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第161条 懲罰については、議会は、第37条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。

(代理弁明)

第161条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

(協議等の場の開催方法の特例)

第167条 [略]

2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。

(電子情報処理組織による通知等)

第169条 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第1項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識

することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうち、この規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時(第20条、第66条、第86条、第125条、第140条第1項及び第141条第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては

認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機(入出力装置を除く。)による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、

	<p><u>「行われた通知(第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。</u></p> <p><u>(電磁的記録による作成等)</u></p> <p><u>第170条 この規則の規定(第28条第1項(第74条において準用される場合を含む。)を除く。)において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。</u></p> <p><u>2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。</u></p> <p>第169条 [略]</p> <p>第171条 [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

議会訓令

那覇市議会訓令第 2 号
令和 7 年 3 月 2 7 日
公 表 済

那覇市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市議会議長 野原 嘉孝

那覇市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

那覇市議会事務局処務規程(平成21年那覇市議会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(準用) 第11条 [略] 2 職員の給与、勤務時間、休日、休暇その他の勤務条件及び職員の任免、分限、懲戒、服務その他身分取扱いについては、市長事務部局の職員の例による。	(準用) 第11条 [略] 2 職員の給与、勤務時間、休日、休暇その他の勤務条件及び職員の任免、分限、懲戒、服務、 <u>人事評価</u> その他身分取扱いについては、市長事務部局の職員の例による。
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第 1 号
令 和 7 年 3 月 2 7 日
公 表 済

那覇市上下水道局人事評価実施規程を次のように定める。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

那覇市上下水道局人事評価実施規程

那覇市上下水道局企業職員の人事評価実施規程(平成27年那覇市上下水道局規程第9号)の全部を改正する。

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第23条の2第1項の規定により上下水道局が行う人事評価は、市長が行う人事評価の例による。

付 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

那霸市上下水道局規程第 2 号
令 和 7 年 3 月 2 7 日
公 表 濟

那霸市上下水道局職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

那霸市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

那覇市上下水道局職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局職員の特殊勤務手当支給規程(1967年那覇市水道局規程第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(手当の種類、額及び範囲)</p> <p>第2条 手当の種類、支給額及び手当を受ける者の範囲は、別表のとおりとする。ただし、<u>管理者</u>が特に必要と認める場合は、別に定めるところによる。</p> <p>第3条 削除</p> <p>(特殊勤務手当実績簿)</p> <p>第4条 <u>上下水道事業管理者は、特殊勤務手当実績簿を作成し、作業又は業務に従事した年月日、職員の氏名、作業等の内容、勤務時間帯その他必要事項を記入の上、これを保管しなければならない。</u></p> <p>(手当額の特例)</p> <p>第5条 <u>現場作業手当及び業務手当の支給される勤務に従事した時間が3時間45分に満たないときは、当該手当は支給しない。</u></p> <p>(手当の支給日)</p> <p>第6条 <u>手当は、その月分を翌月20日に支給する。ただし、支給日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、支給日を繰り上げることができる。</u></p> <p>[別表 別記]</p>	<p>(手当の種類、額及び範囲)</p> <p>第2条 手当の種類、支給額及び手当を受ける者の範囲は、別表のとおりとする。ただし、<u>上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)</u>が特に必要と認める場合は、別に定めるところによる。</p> <p>(特殊勤務実績簿)</p> <p>第3条 <u>管理者は、特殊勤務実績簿を作成し、作業又は業務に従事した年月日、職員の氏名、作業等の内容、勤務時間帯その他必要事項を記入の上、これを保管しなければならない。</u></p> <p>[別表 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

手当の種類	支給額	手当を受ける者
[略]		
特殊現場作業手当	日額 220円	地上又は水面10メートル以上の足場の不安定な箇所では高層建築物、橋りょう等の工事現場における監督、測量、検査及び調査等に従事した職員(当該作業が地上又は水面上20メートル以上の箇所で行われたときは320円)
	日額 450円	地表下又は水面4メートル以上の深所において建造物の基礎工事その他これに類する工事における監督、測量、検査及び調査に従事した職員
	日額 220円	現に供用している下水道人孔内における調査又は検査
[略]		
災害応急作業等手当	[略]	
	日額 840円	③ 異常な自然現象又は大規模な事故により災害が発生し、若しくは発生するおそれがある箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助又はこれらに相当する作業で心身に著しい負担を与えると水道事業管理者が認めるもの
	日額910円を超えない範囲内においてそれぞれの作業に応じて水道事業管理者が定める額	④ ①から③までに掲げる作業に相当すると水道事業管理者が認めるものに従事した職員
日額 1,000円	⑤ 異常な自然現象による危険性等を考慮して、那覇市水道局企業職員修業規程(昭和63年那覇市水道局規程4号)別表第3第11号に規定する有給の休暇のうち台風の来襲等による事故発生防止のための措置の対象となる時間帯及び水道事業管理者がこれに準ずるものとして認める時間帯において行われる次の業務に従事する職員 ア～イ [略] ウ その他水道事業管理者が認めるもの	
[略]		
備考(災害応急作業等手当関係)		
1 [略]		
2 1にかかわらず、当該作業又は業務が、水道事業管理者が著しく危険であると認める区域で行われるときは、100分の100に相当する額を加算する。この場合において、当		

該作業又は業務が同一の日において、1に掲げる時間帯に行われたときは、100分の100に相当する額を加算する。

[改正後 別記]
別表(第2条関係)

手当の種類	支給額	手当を受ける者
[略]		
特殊現場作業手当	日額 220円	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で大規模建築物、橋りょう等の工事現場における監督、測量、検査及び調査等に従事した職員(当該作業が地上又は水面上20メートル以上の箇所で行われたときは320円)
	日額 450円	地表下又は水面下4メートル以上の深所において建造物の基礎工事その他これに類する工事における監督、測量、検査及び調査に従事した職員
	日額 220円	現に供用している下水道人孔内における調査又は検査に従事した職員
[略]		
災害応急作業等手当	[略]	
	日額 840円	③ 異常な自然現象又は大規模な事故により災害が発生し、若しくは発生するおそれがある箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助又はこれらに相当する作業で心身に著しい負担を与えると管理者が認めるもの
	日額910円を超えない範囲内においてそれぞれの作業に応じて管理者が定める額	④ ①から③までに掲げる作業に相当すると管理者が認めるものに従事した職員
日額 1,000円	⑤ 異常な自然現象による危険性等を考慮して、那覇市上下水道局企業職員就業規程(昭和63年那覇市水道局規程第4号)別表第2に規定する有給の休暇のうち台風の来襲等による事故発生防止のための措置の対象となる時間帯及び管理者がこれに準ずるものとして認める時間帯において行われる次の業務に従事する職員 ア～イ [略] ウ その他管理者が認める業務	
[略]		
備考(災害応急作業等手当関係)		
1 [略]		
2 1にかかわらず、当該作業又は業務が、管理者が著しく危険であると認める区域で行われるときは、100分の100に相当する額を加算する。この場合において、当該作業又は業務が同一の日において、1に掲げる時間帯に行われたときは、100分の100に相当する額を加算する。		

那覇市上下水道局規程第 3 号
令 和 7 年 3 月 2 7 日
公 表 濟

那覇市上下水道局被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

那覇市上下水道局被服貸与規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局被服貸与規程(1970年那覇市水道局規程第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(貸与の原則)</p> <p><u>第1条 那覇市上下水道局職員(以下「職員」という。)に対して、別に定めるもののほか、この規程により被服を貸与する。</u></p> <p>(制式、貸与を受ける職員の範囲等)</p> <p><u>第2条 職員に貸与する被服の種類、貸与数、貸与期間及び貸与を受ける職員の範囲は、別表のとおりとし、制式については、別に定める。</u></p> <p>2 被服の貸与期間は、被服を貸与した日の属する月の翌月から計算する。</p> <p>(被服の着用)</p> <p><u>第3条 職員は公務に従事中は、貸与を受けた被服を着用しなければならない。ただし、補修その他特別の事情により着用できないときは、この限りでない。</u></p> <p>(処分の禁止)</p> <p><u>第5条 貸与を受けた被服は、譲渡、転貸与、質入又はその他の処分をしてはならない。</u></p> <p>(保管)</p> <p><u>第6条 貸与を受けた被服は、善良な管理者の注意をもって保管し、破損又は汚損したときは、直ちに、補修又は洗たくして使用するものとする。</u></p> <p>2 被服の補修、洗たくその他保管に必要な費</p>	<p>(趣旨)</p> <p><u>第1条 この規程は、別に定めるもののほか、上下水道事業管理者及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項の企業職員(以下「職員」という。)に対する被服の貸与について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(制式、貸与を受ける職員の範囲等)</p> <p><u>第2条 職員に貸与する被服の種類、数量及び期間並びに貸与を受ける職員の範囲は別表のとおりとし、制式は別に定める。ただし、必要に応じ、数量を増減し、及び貸与期間を伸縮することができる。</u></p> <p>2 被服の貸与期間は、被服を貸与した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から計算する。</p> <p>(被服の着用)</p> <p><u>第3条 被服の貸与を受けた職員(以下「被貸与者」という。)は、職務に従事するときは、貸与を受けた被服を着用しなければならない。ただし、上下水道事業管理者が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(転貸与及び処分の禁止)</p> <p><u>第5条 被貸与者は、貸与を受けた被服を他人に使用させ、又は処分してはならない。</u></p> <p>(被服の管理)</p> <p><u>第6条 被貸与者は、善良な管理者の注意をもって被服を着用し、及び保管しなければならない。</u></p> <p>2 被服の補修、洗濯その他保管に必要な費</p>

<p>費用は、<u>貸与を受けた職員</u>の負担とする。 <u>ただし、その対価として、貸与を受けた被服が貸与期間を満了したときは、その被服をその職員に交付する。</u></p> <p>(亡失、破損等の処置)</p> <p>第7条 <u>貸与期間中に貸与を受けた被服を亡失又は使用に堪えない程度に破損若しくは汚染したときは、被服亡失破損届(第1号様式)により速やかに上下水道事業管理者に届け出なければならない。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>亡失又は破損等の理由が貸与を受けた者の責めに帰すべきものであるときは、その購入原価を貸与期間の日数で除した商に残日数を乗じて得た金額を弁償しなければならない。</u></p> <p>(返納)</p> <p>第8条 <u>貸与期間満了前に職員が退職、休職又は勤務替えを命ぜられたときは、速やかに貸与品を返納しなければならない。ただし、死亡又は伝染病によるときは、この限りでない。</u></p> <p>(共用被服)</p> <p>第9条 <u>第2条の規定にかかわらず、共同使用をさせるため総務課に共用被服を備え置くことができる。</u></p> <p>(代品の貸与)</p> <p>第10条 <u>被服の貸与期間が満了したときは、代品を貸与するものとする。</u></p> <p>(貸与簿)</p> <p>第11条 <u>総務課長は、被服貸与簿(第2号様式)を備えて、常に被服の貸与状況を明らかにしておかなければならない。</u></p> <p>[別表 別記]</p> <p>第1号様式(第7条関係) [略]</p> <p>第2号様式(第11条関係) [略]</p>	<p>用は、<u>被貸与者</u>の負担とする。</p> <p>(亡失、破損等の処置)</p> <p>第7条 <u>被貸与者は、貸与期間中に貸与を受けた被服を亡失し、又は使用に堪えない程度に破損し、若しくは汚染したときは、被服亡失破損届により速やかに上下水道事業管理者に届け出なければならない。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>被貸与者が、本人の責めに帰すべき理由により貸与を受けた被服を亡失し、又は破損等したときは、これを弁償させることができる。</u></p> <p>(返納)</p> <p>第8条 <u>被貸与者は、退職、休職、配置替え等によりその職を離れたときは、貸与された被服を速やかに返納しなければならない。ただし、上下水道事業管理者がその必要がないと認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>(共用被服)</p> <p>第9条 <u>課の業務遂行上、別に定める課には、共用被服を備えおくことができる。</u></p> <p>(貸与簿)</p> <p>第10条 <u>総務課長は、被服貸与簿を備えて、常に被服の貸与状況を明らかにしておかなければならない。</u></p> <p>[別表 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄</p>	

- 中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
 - 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
 - 4 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。
 - 5 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に貸与を受けている被服は、この規程の相当規定により貸与されたものとみなす。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

種類	数量	期間 (年)	貸与を受ける職員	備考	
技術服	2	1	配水管理課の現場作業に従事する職員	上下衣	
	1	1	(1) 技術職員の主幹及び係長(技査を含む。以下同じ。)の職にある者 (2) 技師 (3) 量水器の管理に係る業務に従事する職員 (4) 事務職員で主として外勤する者のうち総務課長が必要と認めた職員	上下衣 ※主幹及び係長には、課長相当職の者が主幹及び係長を兼務している場合を含む。ただし、業務遂行上貸与する必要がないと総務課長が認めた職員は除く。	
	1	3	技術職員の課長(相当職にある職員を含む。)の職にある者	業務遂行上貸与する必要がないと総務課長が認めた職員は除く。	
	1	3	管理者が特に必要と認める業務に従事する職員	総務課長が認めた職員は除く。	
安全靴	作業靴	1	1	配水管理課の現場作業に従事する職員	半長靴、短靴
		1	2	(1) 配水管工事、給水装置工事、漏水防止、給配水維持管理、量水器管理、下水道管工事、下水道維持管理及び工事検査に係る業務に従事する職員 (2) 事務職員で主として外勤する職員	半長靴、短靴 ただし、業務遂行上貸与する必要がないと総務課長が認めた職員は除く。
	絶縁靴	1	2	電気及び機械の操作に係る業務に従事する職員	機電係職員

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

種類	数量	期間 (年)	貸与を受ける職員	備考
作業服	1	1	(1) 係長及び主幹以下の技術職員 (2) 主として外勤する者のうち上下水道事業管理者が必要と認めた職員	上下衣 ※係長には、課長相当職の者が室長及び係長を兼務している場合を含む。ただし、業務遂行上貸与する必要がないと上下水道事業管理者が認めた職員を除く。
		職員と全職員(上記(1)、(2)及び上下水道事業管理者が指定する職員を除く。)として在職する期間	上下衣	
空調服	1	使用に 堪える 期間	夏季に屋外又は空調設備のない屋内での業務に従事する職員で別に定めるもの	ファン及びバッテリーは、別途必要数を確保し、各所属において管理するものとする。
作業靴	1	2	(1) 係長及び主幹以下の技術職員 (2) 主として外勤する者のうち上下水道事業管理者が必要と認めた職員	半長靴、短靴 ただし、業務遂行上貸与する必要がないと上下水道事業管理者が認めた職員を除く。
絶縁靴	1	2	電気及び機械の操作に係る業務に従事する職員	

那霸市上下水道局規程第 4 号
令 和 7 年 3 月 2 7 日
公 表 濟

那霸市上下水道局分課規程の一部を改正する規程を次のように定める。

那霸市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

那覇市上下水道局分課規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局分課規程(昭和51年那覇市水道局規程第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第2条 局に次の部、課、課内室及び係を置く。</p> <p>上下水道部</p> <p>[略]</p> <p>企画経営課</p> <p> 企画調整室</p> <p> 財政係</p> <p> <u>電算係</u></p> <p>[略]</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第6条 各課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>上下水道部</p> <p>[略]</p> <p>企画経営課</p> <p> (1)～(7) [略]</p> <p> <u>(8)～(17) [略]</u></p> <p> <u>(18) 電子計算業務に関すること。</u></p> <p>[略]</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>上下水道部</p> <p>[略]</p> <p>企画経営課</p> <p> 企画調整室</p> <p> 財政係</p> <p>[略]</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>上下水道部</p> <p>[略]</p> <p>企画経営課</p> <p> (1)～(7) [略]</p> <p> <u>(8) 電子計算業務に関すること。</u></p> <p> <u>(9)～(18) [略]</u></p> <p>[略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。</p>	

付 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

那霸市上下水道局規程第 5 号
令 和 7 年 3 月 2 7 日
公 表 濟

那霸市上下水道局請負工事監督規程の一部を改正する規程を次のように定める。

那霸市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

那覇市上下水道局請負工事監督規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局請負工事監督規程(昭和61年那覇市水道局規程第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 [略](第1条—<u>第9条</u>)</p> <p>第2章 <u>職務を行うための準備(第10条—第17条)</u></p> <p>第3章 [略](<u>第18条—第28条</u>)</p> <p>第4章 [略](<u>第29条—第35条</u>)</p> <p>第5章 [略](<u>第36条—第39条</u>)</p> <p>付則 (監督員)</p> <p>第2条 <u>工事の適正かつ円滑な実施を図るため、那覇市上下水道局契約事務規程(平成17年那覇市水道局規程第1号)第43条の監督員を次のとおり定める。</u></p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>2 主任現場監督員は、当該工事を所掌する課(以下「<u>主管課</u>」という。)の工事施工監理事務を所掌する係の係長若しくは主幹又は技査とし、現場監督員は、当該係長又は主幹の指名に基づき<u>主管課長</u>が命ずる。</p> <p>3 [略] (監督員の職務)</p> <p>第3条 主任現場監督員は、<u>上司の命を受け工事現場の施工及び技術の指導監督に従事する。</u></p> <p>2 現場監督員は、<u>主任現場監督員を補佐するとともに上司の命を受け工事現場の施工及び技術の指導監督に従事する。</u> (指揮監督)</p> <p>第4条 主任現場監督員及び現場監督員は、</p>	<p>目次</p> <p>第1章 [略](第1条—<u>第8条</u>)</p> <p>第2章 <u>関係書類の整備(第9条—第16条)</u></p> <p>第3章 [略](<u>第17条—第27条</u>)</p> <p>第4章 [略](<u>第28条—第34条</u>)</p> <p>第5章 [略](<u>第35条—第38条</u>)</p> <p>第6章 <u>雑則(第39条・第40条)</u></p> <p>付則 (監督員)</p> <p>第2条 <u>那覇市上下水道局契約事務規程(平成17年那覇市水道局規程第1号)第45条の監督員を次のとおり定める。</u></p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>2 主任現場監督員は、当該工事を所掌する課(以下「<u>所管課</u>」という。)の工事施工監理事務を所掌する係の係長若しくは主幹又は技査とし、現場監督員は、当該係長又は主幹の指名に基づき<u>所管課長又は担当副参事(以下「所管課長等」という。)</u>が命ずる。</p> <p>3 [略] (監督員の職務)</p> <p>第3条 主任現場監督員は、<u>所管課長等の命を受け現場監督員を指揮し、工事施工上及び技術上の指導監督を行う。</u></p> <p>2 現場監督員は、<u>主任現場監督員等の指示を受け、工事の施工上及び技術上の指導監督に従事する。</u> (工事の把握)</p> <p>第4条 主任現場監督員及び現場監督員は、</p>

設計書、契約書、図面、仕様書及び関係法規を十分理解するとともに、常に受注者(現場代理人、主任技術者等を含む。以下同じ。)の状況及び工事現場の実態を把握し、工事が完全に施工されるよう受注者を監督し必要な指示をしなければならない。

(安全帽等)

第5条 主任現場監督員及び現場監督員は、工事の現場監督に従事するときは、安全帽及び作業靴を着用しなければならない。

(厳正の保持)

第6条 主任現場監督員及び現場監督員は、受注者その他利害関係者に対しては、特に厳正な態度でのぞまなければならない。

第7条 [略]

(主任現場監督員又は現場監督員の交替)

第8条 主任現場監督員又は現場監督員が交替するときは、第11条に規定する書類及びその他工事に関する事項を引継ぎ双方連署のうえ主任現場監督員を経て、主管課長に届けなければならない。

(監督の委託)

第9条 管理者は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の15第4項の規定により工事の監督業務を委託した場合は、その旨、当該委託を受けた者の氏名又は名称、管理技術者の氏名等を管理技術者等通知書(第4号様式)により、速やかに当該工事の受注者に通知しなければならない。

2 前項の規定は、同項の規定により通知した事項を変更した場合について準用する。この場合において、同項中「管理技術者等通知書(第4号様式)」とあるのは、「管理技術者等変更通知書(第5号様式)」と読み替えるものとする。

第2章 職務を行うための準備

設計書、契約書、図面、仕様書及び関係法規を十分理解するとともに、常に受注者(現場代理人、主任技術者等を含む。以下同じ。)の状況及び工事現場の実態を把握し、工事が完全に施工されるよう受注者を指導監督しなければならない。

(厳正の保持)

第5条 主任現場監督員及び現場監督員は、受注者その他利害関係者に対しては、特に厳正な態度で臨まなければならない。

第6条 [略]

(主任現場監督員又は現場監督員の変更)

第7条 主任現場監督員又は現場監督員を変更するときは、第10条に規定する書類及びその他工事に関する事項を引継ぎのうえ、所管課長等に届けなければならない。

(監督業務の委託)

第8条 管理者は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の15第4項の規定により工事の監督業務を委託した場合は、その旨、当該委託を受けた者の氏名又は名称、管理技術者の氏名等を管理技術者等通知書により、速やかに当該工事の受注者に通知しなければならない。

2 前項の規定は、同項の規定により通知した事項を変更した場合について準用する。この場合において、同項中「管理技術者等通知書」とあるのは、「管理技術者等変更通知書」と読み替えるものとする。

第2章 関係書類の整備

(書類等の整理)

第10条 主任現場監督員及び現場監督員は、受注者から提出された書類及び自己の提出する報告書、上申書等はすべて控えをとり常にその経過を明らかにしておかなければならない。

(関係書類の整備)

第11条 現場監督員は、職務を行うに当たっては、次に掲げる書類を整備しておかなければならない。ただし、工事内容によってはこの限りでない。

- (1) 工事請負契約書(写し)
- (2) 図面及び設計書
- (3) 仕様書等
- (4)～(5) [略]
- (6) 貸与品及び支給品に関する書類
- (7)～(8) [略]
- (9) 工事監督日誌
- (10)～(12) [略]
- (13) 気象表
- (14)～(15) [略]

2 前項の設計書は極秘の取扱いとし、監督員及び事務整理のために必要ある職員以外の者には閲覧させてはならない。

(受注者との調整事項)

第12条 現場監督員は、受注者から工事工程表の提出があったときは、次に掲げる事項に留意し、受注者と工事施工上の調整を行わなければならない。

- (1)～(4) [略]

第13条 [略]

(工事打合せに関する記録)

第14条 主任現場監督員及び現場監督員は、受注者に対し重要な指示を与え若しくは受注者の疑義に答えたとき、又は現場打合せをしたときは、その要旨を工事打合せ簿(第1号様式)に記入しておく

(書類等の整理)

第9条 現場監督員は、受注者から提出された書類及び自己の提出する報告書、上申書等は全て控えをとり常にその経過を明らかにしておかなければならない。

(備付書類等)

第10条 [略]

- (1) 工事請負契約書
- (2) 設計図書

(3)～(4) [略]

(5) 支給材料及び貸与品に関する書類

(6)～(7) [略]

(8) 監督日誌

(9)～(11) [略]

(12)～(13) [略]

2 前項第2号の設計図書は、事務整理のために閲覧を必要とする職員以外の者には閲覧させてはならない。

(受注者との調整事項)

第11条 現場監督員は、受注者から前条第1項に規定する書類の提出があったときは、次に掲げる事項に留意し、受注者と工事施工上の調整を行わなければならない。

- (1)～(4) [略]

第12条 [略]

(工事打合せに関する書類)

第13条 現場監督員は、受注者に対し重要な指示を与えたとき、若しくは受注者の疑義に答えたとき、又は現場打合せをしたときは、その要旨を工事打合せ簿に記入しておくかなければならない。

なければならない。

(監督日誌)

第15条 現場監督員は、工事現場にのぞみ厳正に監督し工事監督日誌(第2号様式)に必要な事項を記録して、主管課長の閲覧に供しなければならない。

第16条 [略]

(材料検査記録)

第17条 現場監督員は、現場に搬入された材料について試験又は検査等を実施したときは、材料検査表(第3号様式)にその結果を記録しておかなければならない。

(通則)

第18条 主任現場監督員及び現場監督員は、工事現場にのぞみ工事が適正かつ円滑に行われるよう施工に立会い厳正に工事を監督しなければならない。

(搬入材料の取扱い)

第19条 現場監督員は、工事に使用する主要材料について使用前に検査し合格した材料については、押印、仕分けその他の方法により、検査未済又は不合格の材料と明らかに区分させ、不合格の材料については遅滞なく工事現場から搬出させなければならない。

(細部設計図及び原寸図)

第20条 現場監督員は、必要があるとみとめるときは、受注者に施工上必要な細部設計図又は原寸図を準備させこれを検査し、又はこれらの図面を作成して受注者に交付し、必要な指示を与えなければならない。この場合において、重要なものについてはあらかじめ主管課長の承認を受けなければならない。

(工事の促進)

第21条 主任現場監督員は、常に工事の進行状況に注意し、計画工程と実施工程の照合を行い、工事が計画工程より遅れて

(監督日誌)

第14条 現場監督員は、工事現場に臨んだ際には厳正に監督し監督日誌に必要な事項を記録して、所管課長等の閲覧に供しなければならない。

第15条 [略]

(材料検査に関する書類)

第16条 現場監督員は、現場に搬入された材料について試験又は検査等を実施したときは、材料検査表にその結果を記録しておかなければならない。

(通則)

第17条 主任現場監督員及び現場監督員は、工事現場に臨み工事が適正かつ円滑に行われるよう施工に立ち会い厳正に工事を監督しなければならない。

(搬入材料の取扱い)

第18条 現場監督員は、工事に使用する材料について使用前に品質、規格、数量等を検査し、合格した材料については押印、仕分けその他の方法により、合格の材料と検査未済又は不合格の材料とを明らかに区分させ、不合格の材料については遅滞なく工事現場から搬出させなければならない。

(細部設計図及び原寸図)

第19条 現場監督員は、必要があると認めるときは、受注者に施工上必要な細部設計図又は原寸図を準備させ、これを検査し、又はこれらの図面を作成して受注者に交付し、必要な指示を与えなければならない。この場合において、重要なものについてはあらかじめ所管課長等の承認を受けなければならない。

(工事の促進)

第20条 主任現場監督員及び現場監督員は、常に工事の進行状況に注意し、計画工程と実施工程の照合を行い、工事が計

いるとき、又は遅れるおそれのあるときは、受注者に対し厳重に警告するとともに、主管課長に報告しなければならない。

- 2 主任現場監督員は、天災その他事故によって工事の進行が妨げられたときは、その状況を調査し、速やかにその対策について意見を付して主管課長に報告しなければならない。

第22条 [略]

(破壊検査)

第23条 主任現場監督員及び現場監督員は、受注者が工事立会いの要求をしないで、又は現場監督員の指示等に反して前条に規定する工事を施工したときは、破壊検査等により施工の適否を検査しなければならない。ただし、重要なものについては主管課長の指示を受けなければならない。

(改造命令)

第24条 主任現場監督員及び現場監督員は、工事の施工が図面及び仕様書に適合しないと認めるときは、受注者に対して改造を命じ、図面及び仕様書に適合した工事を実施させなければならない。この場合において、その旨を主管課長に報告しなければならない。

(緊急処置等)

第25条 主任現場監督員及び現場監督員は、災害防止その他工事の施工上緊急やむを得ず受注者に対して臨機の処置をとらせる必要があるときは、その処置をさせ、そのてんまつを速やかに主管課長に報告しなければならない。

- 2 主任現場監督員は、災害防止上受注者が独自でとった処置について、その通知を受けたときは、主管課長に報告しなければならない。

画工程より遅れているとき、又は遅れるおそれのあるときは、受注者に対し厳重に警告するとともに、その対策について意見を付して所管課長等に報告しなければならない。

- 2 主任現場監督員及び現場監督員は、天災その他事故によって工事の進行が妨げられたとき、又はそのおそれがあるときは、その状況を調査し、速やかにその対策について意見を付して所管課長等に報告しなければならない。

第21条 [略]

(破壊検査)

第22条 主任現場監督員及び現場監督員は、受注者が工事立会いの要求をしないで、又は現場監督員の指示等に反して前条に規定する工事を施工したときは、破壊検査等により施工の適否を検査しなければならない。この場合において、重要なものについては所管課長等の指示を受けなければならない。

(改造命令)

第23条 主任現場監督員及び現場監督員は、工事の施工が図面及び仕様書に適合しないと認めるときは、受注者に対して改造を命じ、図面及び仕様書に適合した工事を実施させなければならない。この場合において、その旨を所管課長等に報告しなければならない。

(緊急処置等)

第24条 主任現場監督員及び現場監督員は、災害防止その他工事の施工上緊急やむを得ず受注者に対して臨機の処置をとらせる必要があるときは、その処置をさせ、その経過を速やかに所管課長等に報告しなければならない。

- 2 主任現場監督員及び現場監督員は、災害防止上受注者が独自でとった処置について、その通知を受けたときは、意見を付して所管課長等に報告しなければならない。

(設計図書と工事現場の状態の不一致等)
第26条 主任現場監督員は、図面及び仕様書に明示されていないものがあるとき、図面と仕様書が相互に符合しないとき、図面と現場の状態が一致しないとき、図面及び仕様書に誤りや脱漏があるとき、又は地盤に予期することのできない状態を発見したとき、若しくは受注者から協議を受けたときは、軽微なもので明らかに判定がつくものについては、その処置について指示を与え、その他のものについては、主管課長の指示を受けなければならない。

2 主任現場監督員は、受注者に指示した事項については、そのてんまつを主管課長に報告しなければならない。

(工事の変更及び中止等)

第27条 主任現場監督員は、工事内容を変更し、一時中止し、又は打ち切る必要があると認めるときは、速やかに主管課長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 主任現場監督員は、工事内容を変更し、一時中止し、又は打ち切る場合には、受注者に対し書面により通知し、受領印を受けなければならない。

い。

(設計図書と工事現場の状態の不一致等)
第25条 主任現場監督員及び現場監督員は、次の各号のいずれかに該当する場合において、軽微なもので明らかに判定がつくものについてはその処置について受注者へ指示を行い、その他のものについては所管課長等の指示を受けなければならない。

(1) 設計図面及び仕様書に明示されていないものがあるとき。

(2) 設計図面と仕様書が相互に符合しないとき。

(3) 設計図面と現場の状態が一致しないとき。

(4) 設計図面及び仕様書に誤りや脱漏があるとき。

(5) 地盤に予期することのできない状態を発見したとき。

(6) 受注者から協議を受けたとき。

2 主任現場監督員及び現場監督員は、受注者に指示した事項については、その経過を所管課長等に報告しなければならない。

(工事の変更及び中止等)

第26条 主任現場監督員及び現場監督員は、工事内容を変更し、又は工事を一時中止し、若しくは打ち切る必要があると認めるときは、速やかに所管課長等に報告し、その指示を受けなければならない。

2 主任現場監督員及び現場監督員は、工事内容を変更し、又は工事を一時中止し、若しくは打ち切る場合には、受注者に対し書面により通知し、受領印を受けな

(損害の報告)

第28条 主任現場監督員は、受注者から次に掲げる損害について報告を受けたときは、速やかに状況を調査し、主管課長に報告して指示を受けなければならない。

(1) [略]

(2) 工事の施行中第三者に及ぼした損害

(3)～(4) [略]

(下請負)

第29条 主任現場監督員は、受注者から第三者を指定して工事の一部を委任し、又は下請負に付することについての通知書を受理したときは、主管課長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 主任現場監督員は、受注者が通知をしないで工事の一部を第三者に委任し、若しくは下請負に付して工事を着工したとき、又は受任者若しくは下請負者が施工上著しく不相当と認められたときは、理由を付して主管課長に報告し、その指示を受けなければならない。

(代理人等)

第30条 主任現場監督員は、受注者から現場代理人及び主任技術者等の届出があったときは、主管課長に報告しなければならない。

2 主任現場監督員は、現場代理人又は主任技術者等若しくは作業員が工事の施工に著しく不相当と認められたときは、その取扱いについて理由を付して主管課長に報告しなければならない。

なければならない。

(損害の報告)

第27条 主任現場監督員及び現場監督員は、受注者から次に掲げる損害について報告を受けたときは、速やかに状況を調査し、所管課長等に報告して指示を受けなければならない。

(1) [略]

(2) 工事の施工中第三者に及ぼした損害

(3)～(4) [略]

(工事の一部委任等)

第28条 主任現場監督員及び現場監督員は、受注者から第三者を指定して工事の一部を委任し、又は下請負に付することについての通知書を受理したときは、所管課長等に報告し、その指示を受けなければならない。

2 主任現場監督員及び現場監督員は、受注者が通知をしないで工事の一部を第三者に委任し、若しくは下請負に付して工事を着工したとき、又は受任者若しくは下請負者が施工上著しく不相当と認められたときは、理由を付して所管課長等に報告し、その指示を受けなければならない。

(現場代理人等)

第29条 主任現場監督員及び現場監督員は、受注者から現場代理人及び主任技術者等の届出があったときは、その適否を審査し、所管課長等に報告しなければならない。

2 主任現場監督員及び現場監督員は、現場代理人又は主任技術者等若しくは作業員が工事の施工に著しく不相当と認められたときは、その取扱いについて理由を付して所管課長等に報告し、その指示を受け受注者に対し、その理由を明示した書面をもってこれらの者の変更を求めることができる。

(解体材及び発生品)

第31条 現場監督員は、工事施工に伴い解体材又は発生品が生じたときは、受注者から内容を明らかにした調書とともに引継ぎ、その処置について主管課長に報告し、その指示を受けなければならない。

(障害物)

第32条 現場監督員は、工事施工に支障ある物件等を発見したときは、関係行政機関及び関係者に連絡し事前に適正な処置を執らなければならない。

(契約解除の申出)

第33条 主任現場監督員は、受注者から契約解除の申出を受けたときは、速やかに主管課長に報告し、その指示を受けなければならない。

(工期の延長)

第34条 主任現場監督員は、受注者から工期延長願の提出を受けたときは、速やかに主管課長に報告しなければならない。

(副部長への報告)

第35条 主管課長は、第21条、第24条、第25条、第27条、第28条、第29条、第31条、第33条及び前条の規定による報告を受けたとき、又は監督上特に重要なものについては、副部長に報告しなければならない。

第5章 工事終了後の処置

(工事完成届等の報告)

第36条 主任現場監督員は、受注者から既済部分検査願又は完成届の提出を受けたときは、速やかに現場を確認のうえ受理し、検査に必要な準備をするとともに主管課長に報告し、その指示を受けなければならない。

(貸与品の返還)

(解体材及び発生品)

第30条 現場監督員は、工事施工に伴い新たに解体材又は発生品が生じたときは、受注者から内容を明らかにした書面を受け取り、その内容について所管課長等に報告し、その指示を受けなければならない。

(障害物)

第31条 現場監督員は、工事施工に支障ある物件等を発見したときは、関係行政機関及び関係者に連絡し事前に適正な処置をとらなければならない。

(契約解除の申出)

第32条 主任現場監督員及び現場監督員は、受注者から契約解除の申出を受けたときは、速やかに意見を付して所管課長等に報告し、その指示を受けなければならない。

(工期の延長)

第33条 現場監督員は、受注者から工期延長願の提出を受けたときは、速やかに意見を付して所管課長等に報告しなければならない。

(上司への報告)

第34条 所管課長等は、第20条、第23条、第24条、第26条から第28条まで、第30条、第32条及び前条の規定による報告を受けたとき、又は監督上特に重要なものについては、上司に報告しなければならない。

第5章 工事完成後の処置

(工事完成届等の報告)

第35条 現場監督員は、受注者から既済部分検査願又は完成届の提出を受けたときは、速やかに検査に必要な準備をするとともに所管課長等に報告し、検査要求の手続をとらなければならない。

(貸与品等の返還)

第37条 現場監督員は、使用済みの貸与品及び工事完成、打切り又は契約解除によって不要となった支給材料等で返還を受けるべきものがあるときは、受注者から内容を明らかにした調書を提出させ指定の場所において受領し必要な処置を執らなければならない。

(工事成績評定表の作成)

第38条 主任現場監督員又は現場監督員は、工事完成後速やかに当該受注者の工事成績評定表を作成し、これを主管課長に提出しなければならない。

(検査の立会い)

第39条 主任現場監督員及び現場監督員は、検査員が工事の検査を行う場合には、その場に立会わなければならない。

2 [略]

- 第1号様式(第14条関係) [略]
- 第2号様式(第15条関係) [略]
- 第3号様式(第17条関係) [略]
- 第4号様式(第9条関係) [略]
- 第5号様式(第9条関係) [略]

第36条 現場監督員は、使用済みの貸与品及び工事完成、打切り又は契約解除によって不要となった支給材料等で返還を受けるべきものがあるときは、受注者から内容を明らかにした調書を提出させ、指定の場所において受領し必要な処置をとらなければならない。

(工事成績評定表の作成)

第37条 主任現場監督員及び現場監督員は、仮検査を行った後、当該受注者の工事成績評定表を作成し、これを所管課長等に提出しなければならない。

(検査の立会い)

第38条 主任現場監督員及び現場監督員は、検査員が工事の検査を行う場合には、その場に立ち会わなければならない。

2 [略]

第6章 雑則

(様式)

第39条 この規程の施行に関し必要な文書の様式は、管理者が定める。

(補則)

第40条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。
- 5 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。

付 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

那霸市上下水道局規程第 6 号
令 和 7 年 3 月 2 7 日
公 表 濟

那霸市上下水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

那霸市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

那覇市上下水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局企業職員就業規程(昭和63年那覇市水道局規程第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第2章 [略]</p> <p>第3章 [略](第3条—<u>第12条の12</u>)</p> <p>第4章～第10章 [略]</p> <p>付則</p> <p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第5条の2 [略]</p> <p>2 管理者は、職員の配偶者等(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))又は職員とパートナーシップ(互いを人生のパートナーとし、日常生活及び社会生活上、精神的、かつ、経済的又は物理的に支え合う、2人(その一方又は双方の性的指向(自己の恋愛又は性的欲求の対象となる性別についての指向をいう。))が必ずしも異性愛のみでない場合又は性自認(自己の性別についての認識をいう。))が戸籍上の性別とは異なる場合に限る。)の関係をいう。)にある者のうち、管理者が認めるものをいう。別表第2において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他次の各号に掲げる者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)のある職員が、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該請求に係る早出遅出勤務をさせるものとする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第2章 [略]</p> <p>第3章 [略](第3条—<u>第12条の14</u>)</p> <p>第4章～第10章 [略]</p> <p>付則</p> <p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第5条の2 [略]</p> <p>2 管理者は、職員の配偶者等(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))又は職員とパートナーシップ(互いを人生のパートナーとし、日常生活及び社会生活上、精神的、かつ、経済的又は物理的に支え合う、2人(その一方又は双方の性的指向(自己の恋愛又は性的欲求の対象となる性別についての指向をいう。))が必ずしも異性愛のみでない場合又は性自認(自己の性別についての認識をいう。))が戸籍上の性別とは異なる場合に限る。)の関係をいう。)にある者のうち、管理者が認めるものをいう。<u>第12条の8及び別表第2</u>において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他次の各号に掲げる者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)のある職員が、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該請求に係る早出遅出勤務をさせるものとする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及</p>

び時間外勤務の制限)

第5条の5 [略]

2 管理者は、3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第6条に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。

3～9 [略]

10 第1項から前項までの規定(第1項ただし書及び第6項第3号から第6号までを除く。)は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」とあるのは「要介護者のある職員」と、「当該子を養育」とあるのは「当該要介護者を介護」と、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、当該要介護者を介護」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、第3項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、当該要介護者を介護」と、第6項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、第6項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。

び時間外勤務の制限)

第5条の5 [略]

2 管理者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第6条に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。

3～9 [略]

10 第1項から前項までの規定(第1項ただし書及び第6項第3号から第6号までを除く。)は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」とあるのは「要介護者のある職員」と、「当該子を養育」とあるのは「当該要介護者を介護」と、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、当該要介護者を介護」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、第3項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、当該要介護者を介護」と、第6項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、第6項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第12条の8 管理者は、職員から当該職員の配偶者等、父母、子、配偶者の父母その

<p>第12条の8～第12条の12 [略] [別表第2 別記]</p>	<p><u>他第5条の2第2項各号に掲げる者が当該職員の介護を必要とする状況に至った旨の申出があったときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この項及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、当該職員の介護両立支援制度等の利用に係る意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>管理者は、職員に対して、当該職員が40歳に達する日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u></p> <p><u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p> <p>第12条の9 <u>管理者は、介護両立支援制度等に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 職員に対する研修の実施</u></p> <p><u>(2) 相談体制の整備</u></p> <p><u>(3) その他勤務環境の整備に関する措置</u></p> <p>第12条の10～第12条の14 [略] [別表第2 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にあ る全ての条名等を順次示したものとする。</p>	

付 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第2(第10条の3関係)

号	休暇を受ける場合	期間
[略]		
21	<u>中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育</u>	1の年度において、

	<p>する職員が、看護(負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話を 行うことをいう。)又は疾病の予防(当該子に予防接種(第14号の 予防接種を除く。)又は健康診断を受けさせることをいう。)のため 勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1日又は1時間を単位として、当該子 が1人の場合は5日 以内、2人以上の場合 は10日以内</p>
<p>[略]</p>		

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第2(第10条の3関係)

号	休暇を受ける場合	期間
<p>[略]</p>		
<p>21</p>	<p>職員が養育する中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子 を含む。以下「中学校入学前の子」という。)の看護等(負傷し、 若しくは疾病にかかった中学校入学前の子の世話、疾病の予防 (中学校入学前の子に予防接種(第14号の予防接種を除く。)又は 健康診断を受けさせることをいう。)若しくは学校保健安全法(昭 和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに 準ずるものとして別に定める事由に伴い中学校入学前の子の世 話を行うこと又は中学校入学前の子の教育若しくは保育に係る 行事のうち別に定めるものへの参加をすることをいう。)のため 勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1の年度において、 1日又は1時間を単位として、中学校 入学前の子が1人 の場合は5日以内、 2人以上の場合は1 0日以内</p>
<p>[略]</p>		

備考 [略]

那覇市上下水道局規程第 7 号
 令 和 7 年 3 月 2 7 日
 公 表 済

那覇市上下水道局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

那覇市上下水道事業管理者
 上下水道局長 屋比久 猛義

那覇市上下水道局企業職員給与規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局企業職員給与規程(平成元年那覇市水道局規程第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給料の調整等)</p> <p>第3条 前条第1項の規定により例によることとされている事項のうち、給料の調整を行う職は、別表の左欄及び中欄に掲げる職とし、職員の給料の調整額は、那覇市職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第6号)別表第2ア行政職給料表に掲げる調整基本額に別表の右欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。</p> <p>別表(第3条関係) [略]</p>	<p>(給料の調整等)</p> <p>第3条 前条第1項の規定により例によることとされている事項のうち、給料の調整を行う職は、水道法(昭和32年法律第177号)に基づく水道技術管理者に任命された職員の占める職とし、職員の給料の調整額は、那覇市職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第6号)別表第2ア行政職給料表に掲げる調整基本額とする。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)の表示に対応する改正後の欄中の表の表示がない場合には、当該改正表を削る。</p>	

付 則
 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

那霸市上下水道局規程第 8 号
令 和 7 年 3 月 2 7 日
公 表 濟

那霸市上下水道局臨時職員の身分取扱いに関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

那霸市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

那覇市上下水道局臨時職員の身分取扱いに関する規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局臨時職員の身分取扱いに関する規程(平成11年那覇市水道局規程第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(任用の基準)</p> <p>第2条 臨時職員は、次の各号に掲げる規定による任用の区分に応じ、当該各号に定める場合に任用することができる。</p> <p>(1) 前条第1号に掲げる規定 定数職員(那覇市職員定数条例(昭和47年那覇市条例第74号)第2条第8号の職員をいう。以下同じ。)に欠員を生じた場合において、次のいずれかに該当するとき</p> <p>ア～イ [略]</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>(年次有給休暇以外の休暇)</p> <p>第11条 臨時職員は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める期間の休暇を受けることができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>夏期</u>において心身の健康維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年の5月から10月までの期間において、1日を単位として3日を超えない範囲内で管理者が別に定める期間</p> <p>(5) <u>中学校就学</u>の始期に達するまでの子(就業規程第5条の2第1項の子及び配偶者の子をいう。)を<u>養育する臨時職員が、看護(負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をを行うことをいう。)</u>又は<u>疾病の予防(当該子に予防接種(就業規程別表第2第14号の予防接種を除く。)</u>又は<u>健康診断を受けさせることをいう。)</u>のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度におい</p>	<p>(任用の基準)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1) 前条第1号に掲げる規定 定数職員(那覇市職員定数条例(昭和47年那覇市条例第74号)第2条第7号に定める職員をいう。以下同じ。)に欠員を生じた場合において、次のいずれかに該当するとき</p> <p>ア～イ [略]</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>(年次有給休暇以外の休暇)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>夏季</u>において心身の健康維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年の5月から10月までの期間において、1日を単位として3日を超えない範囲内で別に定める期間</p> <p>(5) <u>臨時職員が養育する中学校就学</u>の始期に達するまでの子(就業規程第5条の2第1項の子及び配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))の子をいう。)(以下この号において「<u>中学校入学前の子</u>」という。)の<u>看護等(負傷し、若しくは疾病にかかった中学校入学前の子の世話、疾病の予防(中学校入学前の子に予防接種(就業規程別表第2第14号の予防接</u></p>

<p>て、1日又は1時間を単位として、当該子が1人の場合は5日以内、2人以上の場合は10日以内で、<u>管理者が別に定める期間</u></p> <p>(6)～(8) [略]</p>	<p><u>種を除く。)又は健康診断を受けさせることをいう。)若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして別に定める事由に伴い中学校入学前の子の世話をを行うこと又は中学校入学前の子の教育若しくは保育に係る行事のうち別に定めるものへの参加をすることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合</u> 1の年度において、1日又は1時間を単位として、<u>中学校入学前の子が1人の場合は5日以内、2人以上の場合は10日以内で、別に定める期間</u></p> <p>(6)～(8) [略]</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 	

付 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

那覇市上下水道局規程第9号
令 和 7 年 3 月 2 7 日
公 表 濟

那覇市上下水道局契約事務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

那覇市上下水道局契約事務規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局契約事務規程(平成17年那覇市水道局規程第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(入札の無効)</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 入札書に記名押印(電子入札にあっては、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項の電子署名その他管理者が指定する認証方法)のない、又は重要な記載事項について判読できない入札</p> <p>(9) [略]</p> <p>(契約締結の手続)</p> <p>第27条 落札者は、第17条の規定による落札決定の通知を受けた日から7日以内に契約書を作成し、契約保証金を要するものにあつては、同時にこれを納付しなければならない。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この期間を延長することができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(契約書の作成)</p> <p>第28条 管理者は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、</p>	<p>(入札の無効)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 入札書への記名押印(電子入札の場合は、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項の電子署名その他管理者が指定する認証方法)が行われていない、又は重要な記載事項について判読できない入札</p> <p>(9) [略]</p> <p>(契約書への記名押印等)</p> <p>第27条 落札者は、第17条の規定による決定の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、契約書への記名押印(契約内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次条において同じ。)を作成する場合は、当該電磁的記録への電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項の電子署名)を行い、かつ、契約保証金を要するものにあつては、同時にこれを納付しなければならない。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この期間を延長することができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(契約書の記載事項等)</p> <p>第28条 契約書又は契約内容を記録した電磁的記録(以下「契約書等」という。)には、次に掲げる事項を記載し、又は記録</p>

契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

(1)～(11) [略]

(契約書作成の省略)

第29条 管理者は、前条本文の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。ただし、建設業法(昭和24年法律第100号)第19条、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第6条の2第4号その他の法令の規定により書面等によることが義務付けられている契約については、この限りでない。

(1)～(5) [略]

2 契約書の作成を省略する場合においては、請書又は見積書その他適当な文書を徴してこれに代えなければならない。

(契約保証金)

第30条 [略]

2 施行令第167条の16第2項において準用する施行令第167条の7第2項の規定により契約保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、次の各号に掲げるものとし、その担保の価値は、当該各号に定めるとおりとする。

(1)～(2) [略]

(3) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項の保証事業会社が発行する保証証書 その保証する金額

3 [略]

(検査員の一般的職務)

第47条 検査員(施行令第167条の15の規定による検査を行う者をいう。以下同じ。)は、工事、製造その他の請負契約に係る給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物

しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

(1)～(11) [略]

(契約書等の作成の省略)

第29条 次の各号のいずれかに該当するときは、契約書等の作成を省略することができる。ただし、建設業法(昭和24年法律第100号)第19条、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第6条の2第4号その他の法令の規定により書面等によることが義務付けられている契約については、この限りでない。

(1)～(5) [略]

2 契約書等の作成を省略する場合においては、請書又は見積書その他適当な文書を徴してこれに代えなければならない。

(契約保証金)

第30条 [略]

2 [略]

(1)～(2) [略]

(3) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項の保証事業会社の保証 その保証する金額

3 [略]

(検査員の一般的職務)

第47条 検査員(施行令第167条の15の規定による検査を行う者をいう。以下同じ。)は、工事、製造その他の請負契約に係る給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物

<p>件の既納部分の確認を含む。以下同じ。)のため、<u>契約書</u>、仕様書、設計書その他の<u>関係書類</u>に基づき、かつ、必要に応じ当該請負契約に係る監督員の立会いを求め、当該給付の内容について検査するものとする。</p> <p>2 検査員は、物件の買入れその他の契約に係る給付の完了の確認のため、<u>契約書</u>その他の<u>関係書類</u>に基づき、当該給付の内容、数量等について検査するものとする。</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>件の既納部分の確認を含む。以下同じ。)のため、<u>契約書等</u>、仕様書、設計書その他の<u>関係する資料</u>に基づき、かつ、必要に応じ当該請負契約に係る監督員の立会いを求め、当該給付の内容について検査するものとする。</p> <p>2 検査員は、物件の買入れその他の契約に係る給付の完了の確認のため、<u>契約書等</u>その他の<u>関係する資料</u>に基づき、当該給付の内容、数量等について検査するものとする。</p> <p>3～5 [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>	

付 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

那覇市上下水道局規程第10号
令 和 7 年 3 月 2 7 日
公 表 済

那覇市下水道条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

那覇市下水道条例施行規程の一部を改正する規程

那覇市下水道条例施行規程(平成17年那覇市上下水道局規程第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第4章 [略]</p> <p>第5章 [略](第24条—<u>第27条</u>)</p> <p>付則</p> <p>(排水設備の計画の確認)</p> <p>第5条 条例第8条第1項の規定による申請は、下水道排水設備計画確認申請書(<u>第1号様式</u>)によるものとする。</p> <p>2 条例第8条第3項第5号の管理者が定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>排水設備責任技術者の氏名及び登録番号</u></p> <p>(9)～(11) [略]</p> <p>3 条例第8条第4項の規定による通知は、下水道排水設備計画確認通知書(<u>第2号様式</u>)によるものとする。</p> <p>(排水設備の工事の完了届)</p> <p>第6条 条例第9条第1項の規定による届出は、下水道排水設備工事完了届(<u>第3号様式</u>)によるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(検査済証及び章標)</p> <p>第7条 条例第9条第3項に規定する検査済証及び章標は、<u>第4号様式及び第5号様式のとおりとする。</u></p> <p>(総代人の選定届)</p> <p>第8条 条例第21条第1項の規定による届出は、総代人選定(変更)届(<u>第6号様式</u>)によるものとする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章 [略]</p> <p>第5章 [略](第24条—<u>第28条</u>)</p> <p>付則</p> <p>(排水設備の計画の確認)</p> <p>第5条 条例第8条第1項の規定による申請は、下水道排水設備計画確認申請書によるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>条例第11条第1号の責任技術者の氏名及び登録番号</u></p> <p>(9)～(11) [略]</p> <p>3 条例第8条第4項の規定による通知は、下水道排水設備計画確認通知書によるものとする。</p> <p>(排水設備の工事の完了届)</p> <p>第6条 条例第9条第1項の規定による届出は、下水道排水設備工事完了届によるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(検査済証及び<u>標章</u>)</p> <p>第7条 条例第9条第3項の検査済証は下水道排水設備検査済証によるものとし、<u>同項の排水設備設置済証の標章は管理者が定める。</u></p> <p>(総代人の選定届)</p> <p>第8条 条例第21条第1項の規定による届出は、総代人選定(変更)届によるものとする。</p> <p>2 [略]</p>

<p>(使用の開始等の届出)</p> <p>第9条 条例第22条第1項の規定による届出は、公共下水道使用(開始・休止・廃止・再開)届(第7号様式)によるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(除害施設の設置等の届出)</p> <p>第10条 条例第29条第1項の規定による届出は、除害施設設置(変更)届(第8号様式)によるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(除害施設の使用開始等の届出)</p> <p>第11条 条例第29条第3項において準用する同条第1項の規定による届出は、除害施設使用開始(休止・廃止・再開)届(第9号様式)によるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例第30条第1項の規定による届出は、<u>除害施設設置者氏名変更届(第10号様式)</u>によるものとする。</p> <p>(使用変更の届出)</p> <p>第12条 条例第32条第1項の規定による届出は、公共下水道使用変更届(第11号様式)によるものとする。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(減量認定の申請)</p> <p>第16条 条例第37条第3項の規定による申請は、減量認定申請書(第12号様式)によるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(排出汚水量の申告)</p> <p>第17条 条例第38条第1項の規定による申告は、排出汚水量申告書(第13号様式)によるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(行為の許可の申請)</p> <p>第19条 条例第42条第1項の規定による申請は、物件設置(変更)許可申請書(第14号様式)によるものとする。</p>	<p>(使用の開始等の届出)</p> <p>第9条 条例第22条第1項の規定による届出は、公共下水道使用(開始・休止・廃止・再開)届によるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(除害施設の設置等の届出)</p> <p>第10条 条例第29条第1項の規定による届出は、除害施設設置(変更)届によるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(除害施設の使用開始等の届出)</p> <p>第11条 条例第29条第3項において準用する同条第1項の規定による届出は、除害施設使用開始(休止・廃止・再開)届によるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例第30条第1項の規定による届出は、<u>除害施設設置者氏名等変更届</u>によるものとする。</p> <p>(使用変更の届出)</p> <p>第12条 条例第32条第1項の規定による届出は、公共下水道使用変更届によるものとする。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(減量認定の申請)</p> <p>第16条 条例第37条第3項の規定による申請は、減量認定申請書によるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(排出汚水量の申告)</p> <p>第17条 条例第38条第1項の規定による申告は、排出汚水量申告書によるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(行為の許可の申請)</p> <p>第19条 条例第42条第1項の規定による申請は、物件設置(変更)許可申請書によるものとする。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>2 条例第42条第3項の規定による許可の通知は、<u>物件設置(変更)許可書(第15号様式)</u>によるものとする。 (占用の許可の申請)</p> <p>第20条 条例第44条第2項の規定による申請は、<u>下水道敷占用許可(変更)申請書(第16号様式)</u>によるものとする。</p> <p>2 条例第44条第4項の規定による許可の通知は、<u>下水道敷占用(変更)許可書(第17号様式)</u>によるものとする。 (占用者の変更の届出)</p> <p>第21条 条例第45条第1項の規定による届出は、<u>下水道敷占用者変更届(第18号様式)</u>によるものとする。 (原状回復届)</p> <p>第23条 条例第49条第1項の規定による届出は、<u>下水道敷占用原状回復届(第19号様式)</u>によるものとする。 (使用料等の減免)</p> <p>第25条 条例第52条第2項の規定による申請は、<u>下水道使用料(占用料)減免申請書(第20号様式)</u>によるものとする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>2 条例第42条第3項の規定による許可の通知は、<u>物件設置(変更)許可書</u>によるものとする。 (占用の許可の申請)</p> <p>第20条 条例第44条第2項の規定による申請は、<u>下水道敷占用許可申請書</u>によるものとする。</p> <p>2 条例第44条第4項の規定による許可の通知は、<u>下水道敷占用許可書</u>によるものとする。 (占用者の変更の届出)</p> <p>第21条 条例第45条第1項の規定による届出は、<u>下水道敷占用者変更届</u>によるものとする。 (原状回復届)</p> <p>第23条 条例第49条第1項の規定による届出は、<u>下水道敷占用原状回復届</u>によるものとする。 (使用料等の減免)</p> <p>第25条 条例第52条第2項の規定による申請は、<u>下水道使用料(占用料)減免申請書</u>によるものとする。</p> <p>2 [略] <u>(様式)</u></p> <p>第27条 <u>次の表に掲げる文書の様式は、管理者が定める。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">文書の名称</th> <th style="text-align: left;">関係規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下水道排水設備計画確認申請書</td> <td>第5条第1項</td> </tr> <tr> <td>下水道排水設備計画確認通知書</td> <td>第5条第3項</td> </tr> <tr> <td>下水道排水設備工事完了届</td> <td>第6条第1項</td> </tr> <tr> <td>下水道排水設備検査済証</td> <td>第7条</td> </tr> <tr> <td>総代人選定(変更)届</td> <td>第8条第1項</td> </tr> <tr> <td>公共下水道使用(開始・休止・廃止・再開)届</td> <td>第9条第1項</td> </tr> <tr> <td>除害施設設置(変更)届</td> <td>第10条第1項</td> </tr> </tbody> </table>	文書の名称	関係規定	下水道排水設備計画確認申請書	第5条第1項	下水道排水設備計画確認通知書	第5条第3項	下水道排水設備工事完了届	第6条第1項	下水道排水設備検査済証	第7条	総代人選定(変更)届	第8条第1項	公共下水道使用(開始・休止・廃止・再開)届	第9条第1項	除害施設設置(変更)届	第10条第1項
文書の名称	関係規定																
下水道排水設備計画確認申請書	第5条第1項																
下水道排水設備計画確認通知書	第5条第3項																
下水道排水設備工事完了届	第6条第1項																
下水道排水設備検査済証	第7条																
総代人選定(変更)届	第8条第1項																
公共下水道使用(開始・休止・廃止・再開)届	第9条第1項																
除害施設設置(変更)届	第10条第1項																

除害施設使用開始(休止・廃止・再開)届	第11条第1項
除害施設設置者氏名等変更届	第11条第3項
公共下水道使用変更届	第12条第1項
減量認定申請書	第16条第1項
排出汚水量申告書	第17条第1項
物件設置(変更)許可申請書	第19条第1項
物件設置(変更)許可書	第19条第2項
下水道占用許可申請書	第20条第1項
下水道占用許可書	第20条第2項
下水道占用者変更届	第21条
下水道占用原状回復届	第23条
下水道使用料(占用料)減免申請書	第25条第1項

(委任)

第27条 [略]

第1号様式(第5条関係) [略]

第2号様式(第5条関係) [略]

第3号様式(第6条関係) [略]

第4号様式(第7条関係) [略]

第5号様式(第7条関係) [略]

第6号様式(第8条関係) [略]

第7号様式(第9条関係) [略]

第8号様式(第10条関係) [略]

第9号様式(第11条関係) [略]

第10号様式(第11条関係) [略]

第11号様式(第12条関係) [略]

第12号様式(第16条関係) [略]

第13号様式(第17条関係) [略]

第14号様式(第19条関係) [略]

第15号様式(第19条関係) [略]

第16号様式(第20条関係) [略]

第17号様式(第20条関係) [略]

第18号様式(第21条関係) [略]

第19号様式(第23条関係) [略]

第20号様式(第25条関係) [略]

(補則)

第28条 [略]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える
- 4 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。
- 5 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行後においてもなお当分の間、この規程の施行前の様式又はこれを適宜修正した様式を使用することができるものとする。

那覇市上下水道局規程第11号
令 和 7 年 3 月 2 7 日
公 表 濟

那覇市排水設備指定工事店規程の一部を改正する規程を次のように定める。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

那覇市排水設備指定工事店規程の一部を改正する規程

那覇市排水設備指定工事店規程(平成17年那覇市上下水道局規程第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定工事店の指定の要件)</p> <p><u>第3条</u> 条例第11条第7号の管理者が定める要件は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 法人が指定工事店の指定を受ける場合において、その役員となる者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア～イ [略]</p> <p>ウ 下水道法第5章の規定により懲役若しくは罰金刑に処せられ、又は条例第54条の規定により過料の処分を受けたときは、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又は過料の処分を受けた日から2年を経過しないこと。</p> <p>エ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(指定の申請書等)</p> <p><u>第4条</u> 条例第12条第1項に規定する申請書は、<u>下水道排水設備指定工事店指定申請書(第1号様式)</u>によるものとする。</p> <p>2 条例第12条第1項第4号の管理者が定める書類は、次に掲げるとおりとする。</p>	<p>(責任技術者)</p> <p><u>第3条</u> 条例第11条第1号の責任技術者は、<u>沖縄県内の営業所に所属していなければならない。ただし、沖縄県内における他の営業所について兼任することを妨げない。</u></p> <p>(指定工事店の指定の要件)</p> <p><u>第4条</u> [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>ア～イ [略]</p> <p>ウ 下水道法第5章の規定により<u>拘禁刑(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)第376条の規定による改正前の法第5章に規定する懲役を含む。)</u>若しくは罰金刑に処せられ、又は条例第54条の規定により過料の処分を受けたときは、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又は過料の処分を受けた日から2年を経過しないこと。</p> <p>エ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(指定の申請書等)</p> <p><u>第5条</u> 条例第12条第1項に規定する申請書は、<u>排水設備指定工事店指定申請書</u>によるものとする。</p> <p>2 [略]</p>

<p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>専属する責任技術者の責任技術者証の写し</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>誓約書(第2号様式)</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) 法人の場合は、定款の写し及び代表者の<u>住民票記載事項証明書並びに代表者の経歴書</u></p> <p>(7) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(指定工事店証の再発行)</p>	<p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>条例第11条第1号の責任技術者の責任技術者証の写し</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 誓約書</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) 法人の場合は、定款の写し及び代表者の<u>住民票の写し並びに代表者の経歴書</u></p> <p>(7) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(指定工事店証の再発行)</p>
<p><u>第5条 条例第13条第1項の那覇市下水道排水設備指定工事店証(第3号様式)を損傷又は紛失したときは、直ちに下水道排水設備指定工事店証再発行申請書(第4号様式)を管理者に提出して再発行を受けなければならない。</u></p> <p>2 指定工事店は、条例第17条の規定により指定を取り消され、又は一定の期間停止されたときは、遅滞なく管理者に<u>那覇市排水設備指定工事店証(以下「指定工事店証」という。)</u>を返納しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 <u>第8条第4項</u>の規定に基づき、異動届に指定工事店証が添付されたときは、指定工事店証の該当事項を書き換えた上、当該指定工事店に返還するものとする。</p>	<p><u>第6条 条例第13条第1項の那覇市下水道排水設備指定工事店証(以下「指定工事店証」という。)</u>を損傷し、又は紛失したときは、直ちに<u>排水設備指定工事店証再発行申請書</u>を管理者に提出して再発行を受けなければならない。</p> <p>2 指定工事店は、条例第17条の規定により指定を取り消され、又は一定の期間停止されたときは、遅滞なく管理者に<u>指定工事店証</u>を返納しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 <u>第9条第4項</u>の規定に基づき、異動届に指定工事店証が添付されたときは、指定工事店証の該当事項を書き換えた上、当該指定工事店に返還するものとする。</p>
<p><u>第6条～第7条</u> [略]</p> <p>(異動等の届出)</p> <p><u>第8条</u> [略]</p> <p>2 条例第16条第2項に規定する届出に関し、同条第4項において準用する条例第12条第2項第3号の管理者が定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 商号、代表者及び責任技術者等に変更があったときは、変更のあった事項</p>	<p><u>第7条～第8条</u> [略]</p> <p>(異動等の届出)</p> <p><u>第9条</u> [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 商号、代表者、<u>条例第11条第1号の責任技術者等</u>に変更があったときは、変更のあった事項</p>

- 3 条例第16条第2項に規定する届出は、下水道排水設備指定工事店異動届(第5号様式)によるものとする。
- 4 前項の届出には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- (1)～(2) [略]
- (3) 専属する責任技術者に異動があったとき 責任技術者証の写し
- (4)～(6) [略]
- 5 [略]
- 6 条例第16条第3項に規定する届出は、下水道排水設備指定工事店指定辞退届(第6号様式)によるものとする。
- 7 前項の届出には、指定工事店証及び専属する責任技術者の責任技術者証を添付するものとする。
- 第9条～第10条 [略]

(その他)

- 第11条 [略]
- 第1号様式(第4条関係) [略]
- 第2号様式(第4条関係) [略]
- 第3号様式(第5条関係) [略]
- 第4号様式(第5条関係) [略]

- 3 条例第16条第2項に規定する届出は、排水設備指定工事店異動届によるものとする。
- 4 [略]
- (1)～(2) [略]
- (3) 条例第11条第1号の責任技術者に異動があったとき 責任技術者証の写し
- (4)～(6) [略]
- 5 [略]
- 6 条例第16条第3項に規定する届出は、排水設備指定工事店指定辞退届によるものとする。
- 7 前項の届出には、指定工事店証及び条例第11条第1号の責任技術者の責任技術者証を添付するものとする。
- 第10条～第11条 [略]

(様式)

第12条 次の表に掲げる文書の様式は、管理者が定める。

文書の名称	関係規定
排水設備指定工事店指定申請書	第5条第1項
誓約書	第5条第2項 第4号
那覇市下水道排水設備指定工事店証	第6条第1項
排水設備指定工事店証再発行申請書	第6条第1項
排水設備指定工事店異動届	第9条第3項
排水設備指定工事店指定辞退届	第9条第6項

(補則)

- 第13条 [略]

第5号様式(第8条関係) [略]

第6号様式(第8条関係) [略]

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。
- 5 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。
- 6 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第4条第1号ウの改正規定は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行後においてもなお当分の間、この規程の施行前の様式又はこれを適宜修正した様式を使用することができるものとする。

那覇市上下水道局規程第12号
令 和 7 年 3 月 2 7 日
公 表 済

那覇市上下水道局再生水利用下水道事業実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

那覇市上下水道局再生水利用下水道事業実施規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局再生水利用下水道事業実施規程(平成26年那覇市上下水道局規程第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第6章 [略]</p> <p>第7章 [略](第29条—<u>第31条</u>)</p> <p>付則</p> <p>(再生水利用の申請等)</p> <p>第5条 利用申請者は、<u>次の</u>図書を添えた再生水利用申請書(第1号様式及び第1号様式の2)を提出し、管理者の承認を受けなければならない。この場合において提出する部数は、4部とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>節水計画書(第2号様式から第4号様式まで。)</u>。水量計算については、<u>下記により算定するものとする。</u></p> <p><u>イ 日最大、時間平均利用水量(m3/日、m3/時間)は、那覇市上下水道局再生水利用下水道事業技術基準(以下「技術基準」という。)第4条で定めた水量</u></p> <p><u>ロ 日平均利用水量(m3/日)は、日最大利用水量×0.8×0.5</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>2 利用申請者は、前項の事項を変更しようとするときは、速やかに<u>届出書(第5号様式)</u>を提出し、管理者の承認を受けなければならない。</p> <p>(再生水利用の承認通知)</p> <p>第6条 管理者は、前条第1項の申請があった場合において、供給能力、供給計画等を考慮し、支障がないと認めるときは、承認するものとし、利用申請者に対し再生水利用承認通知書(<u>第6号様式</u>)により通知するものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第6章 [略]</p> <p>第7章 [略](第29条—<u>第33条</u>)</p> <p>付則</p> <p>(再生水利用の申請等)</p> <p>第5条 利用申請者は、<u>次に掲げる</u>図書を添えた再生水利用申請書を提出し、管理者の承認を受けなければならない。この場合において提出する部数は、4部とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 節水計画書</p> <p>(5) [略]</p> <p>2 利用申請者は、前項の事項を変更しようとするときは、速やかに<u>再生水利用申請者変更届</u>を提出し、管理者の承認を受けなければならない。</p> <p>(再生水利用の承認通知)</p> <p>第6条 管理者は、前条第1項の申請があった場合において、供給能力、供給計画等を考慮し、支障がないと認めるときは、承認するものとし、利用申請者に対し再生水利用承認通知書により通知するものとする。</p>

2 管理者と利用申請者は、利用関係を明らかにするために、再生水利用契約書(第7号様式。以下「契約書」という。)を取り交わすものとする。

(構造及び材質)

第8条 再生水利用設備及び受水設備の構造及び材質は、技術基準によるものとする。

2 [略]

(再生水利用設備の工事)

第10条 再生水利用設備の新設、改造又は撤去の工事(以下「工事」という。)をしようとする者は、あらかじめ再生水利用設備工事着手届(第8号様式)で管理者の承認を得なければならない。

2～5 [略]

(受水設備の工事)

第11条 [略]

2 承認を得た者は、再生水利用設備工事着手届(第8号様式)を提出した後に工事に着手しなければならない。

(完了検査)

第12条 再生水利用設備工事を行った者は、速やかに管理者に再生水利用設備工事完了届(第9号様式)を提出し、管理者の完了検査を受けなければならない。

2 管理者は、再生水利用申請書の記載内容確認のために、技術基準に基づき利用申請者立会の上、完了検査を行うものとする。ただし、上水系及び再生水系配管の誤接合検査については、完了届に記載された配管接合確認表(第9号様式の2)の記載内容確認でこれに替えるものとする。

(再生水利用の契約)

第13条 [略]

2 契約書中の利用申請者(以下「利用契約者」という。)を変更するときは、速やか

2 管理者及び利用申請者は、利用関係を明らかにするために、再生水利用契約書(以下「契約書」という。)を取り交わすものとする。

(構造及び材質)

第8条 再生水利用設備及び受水設備の構造及び材質は、那覇市上下水道局再生水利用下水道事業技術基準(次項及び第12条第2項において「技術基準」という。)によるものとする。

2 [略]

(再生水利用設備の工事)

第10条 再生水利用設備の新設、改造又は撤去の工事(以下「工事」という。)をしようとする者は、あらかじめ再生水利用設備工事着手届で管理者の承認を得なければならない。

2～5 [略]

(受水設備の工事)

第11条 [略]

2 承認を得た者は、再生水利用設備工事着手届を提出した後に工事に着手しなければならない。

(完了検査)

第12条 再生水利用設備工事を行った者は、速やかに管理者に再生水利用設備工事完了届を提出し、管理者の完了検査を受けなければならない。

2 管理者は、再生水利用申請書の記載内容確認のために、技術基準に基づき利用申請者立会の上、完了検査を行うものとする。

(再生水利用の契約)

第13条 [略]

2 契約書中の利用申請者(以下「利用契約者」という。)を変更するときは、速やか

に再生水利用契約者変更届(第10号様式)により管理者に届け出なければならない。

3 [略]

(管理責任者の選定)

第14条 利用契約者は、再生水利用に関する事項を処理させる管理責任者を選定して、管理責任者選定届(第11号様式)及び連絡体制を管理者に届け出なければならない。

2 管理責任者を変更しようとするときは、速やかに管理責任者選定(変更)届(第11号様式)により管理者に届け出なければならない。

3 [略]

(利用の開始)

第15条 利用契約者は、再生水の利用を開始するときは利用開始届(第12号様式)を提出し、管理者の承認を受けなければならない。

2 [略]

(利用の休止、廃止及び再開)

第17条 利用契約者は、再生水の利用を休止し、又は廃止するときは、あらかじめ再生水休止・廃止・再開届(第13号様式)により管理者に届け出なければならない。再生水の利用を再び開始するときも、また同様とする。

2 [略]

(水質及び水圧)

第18条 供給する再生水の水質の基準は、次表のとおりとする。

項目	水質基準
[略]	
残留塩素	遊離残留塩素0.1mg/L 又は結合残留塩素0.4mg/L以上
大腸菌群数	[略]

に再生水利用契約者変更届により管理者に届け出なければならない。

3 [略]

(管理責任者の選定)

第14条 利用契約者は、再生水利用に関する事項を処理させる管理責任者を選定して、管理責任者選定届及び連絡体制を管理者に届け出なければならない。

2 管理責任者を変更しようとするときは、速やかに管理責任者選定(変更)届により管理者に届け出なければならない。

3 [略]

(利用の開始)

第15条 利用契約者は、再生水の利用を開始するときは再生水利用開始届を提出し、管理者の承認を受けなければならない。

2 [略]

(利用の休止、廃止及び再開)

第17条 利用契約者は、再生水の利用を休止し、又は廃止するときは、あらかじめ再生水休止・廃止・再開届により管理者に届け出なければならない。再生水の利用を再び開始するときも、また同様とする。

2 [略]

(水質及び水圧)

第18条 [略]

項目	水質基準
[略]	
残留塩素	遊離残留塩素0.1mg/L 以上又は結合残留塩素 0.4mg/L以上
大腸菌	[略]

[略]

2 [略]

- 第1号様式(第5条第1項関係) [略]
- 第1号様式の2(第5条第1項関係) [略]
- 第2号様式(第5条第4号関係) [略]
- 第3号様式(第5条第4号関係) [略]
- 第4号様式(第5条第4号関係) [略]
- 第5号様式(第5条第2項関係) [略]
- 第6号様式(第6条第1項関係) [略]
- 第7号様式(第6条第2項関係) [略]
- 第8号様式(第10条第1項関係) [略]
- 第9号様式(第12条第1項関係) [略]

[略]

2 [略]

(様式)

第32条 次の表に掲げる文書の様式は、管理者が定める。

文書の名称	関係規定
再生水利用申請書	第5条第1項
節水計画書	第5条第1項第4号
再生水利用申請者 変更届	第5条第2項
再生水利用承認通 知書	第6条第1項
再生水利用契約書	第6条第2項
再生水利用設備工 事着手届	第10条第1項
再生水利用設備工 事完了届	第12条第1項
再生水利用契約者 変更届	第13条第2項
管理責任者選定届	第14条第1項
管理責任者選定 (変更)届	第14条第2項
再生水利用開始届	第15条第1項
再生水休止・廃止・ 再開届	第17条第1項

(補則)

第33条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

第9号様式の2 [略]	
第10号様式(第13条第2項関係) [略]	
第11号様式(第14条第1項関係) [略]	
第12号様式(第15条第1項関係) [略]	
第13号様式(第17条第1項関係) [略]	
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	
3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	
4 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。	
5 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。	

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行後においてもなお当分の間、この規程の施行前の様式又はこれを適宜修正した様式を使用することができるものとする。

那霸市上下水道局規程第13号
令 和 7 年 3 月 2 7 日
公 表 濟

那霸市上下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

那霸市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

那覇市上下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程(令和2年那覇市上下水道局規程第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、那覇市上下水道局企業職員就業規程(昭和63年那覇市水道局規程第4号。以下「就業規程」という。)第12条の12の規定に基づき、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項第1号に規定する職員(以下「パートタイム職員」という。)及び同項第2号に規定する職員(以下「フルタイム職員」という。)(以下「任用職員」という。)の勤務時間、休日及び休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(年休以外の休暇)</p> <p>第13条 任用職員に係る有給の休暇は、次の各号に掲げる場合における、当該各号に定める期間の休暇とする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する任用職員が、看護(負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をを行うことをいう。)又は疾病の予防(当該子に予防接種(第12号の予防接種を除く。))又は健康診断を受けさせることをいう。)</u>のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において1日又は1時間を単位として、当該子が1人の場合は5日以内、2人以上の場合は10日以内で、<u>管理者が別に定める期間</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、那覇市上下水道局企業職員就業規程(昭和63年那覇市水道局規程第4号。以下「就業規程」という。)第12条の14の規定に基づき、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項第1号に規定する職員(以下「パートタイム職員」という。)及び同項第2号に規定する職員(以下「フルタイム職員」という。)(以下「任用職員」という。)の勤務時間、休日及び休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(年休以外の休暇)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>任用職員が養育する中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において「中学校入学前の子」という。))の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかった中学校入学前の子の世話、疾病の予防(中学校入学前の子に予防接種(第17号の予防接種を除く。))又は健康診断を受けさせることをいう。)</u>若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして別に定める事由に伴い中学校入学前の子の世話をを行うこと又は中学校入学前の子の教育若しくは保育に係る行事のうち別に定めるものへの参加を</p>

<p>(9) [略]</p> <p>(10) 任用職員が前号以外の負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる期間が休暇開始の日から引き続く5日に達しない場合 1週間の勤務日の日数又は任期に応じ、<u>5日を超えない範囲</u>内で<u>管理者が別に定める期間</u></p> <p>(11)～(20) [略]</p> <p>2 任用職員に係る無給の休暇は、次の各号に掲げる場合における、当該各号に定める期間の休暇とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、<u>6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。</u>)が、要介護者(就業規程第5条の2第2項の要介護者をいう。以下同じ。)の介護、要介護者の通院の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において1日又は1時間を単位として5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間</p> <p>(3)～(7) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p><u>すること</u>をいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において1日又は1時間を単位として、<u>中学校入学前の子が1人の場合は5日以内、2人以上の場合は10日以内で、別に定める期間</u></p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) 任用職員が前号以外の負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる期間が休暇開始の日から引き続く5日に達しない場合 1週間の勤務日の日数又は任期に応じ、<u>10日を超えない範囲</u>内で別に定める期間</p> <p>(11)～(20) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。)が、要介護者(就業規程第5条の2第2項の要介護者をいう。以下同じ。)の介護、要介護者の通院の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において1日又は1時間を単位として5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間</p> <p>(3)～(7) [略]</p> <p>3 [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>	

付 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 5 号
令和 7 年 4 月 11 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第 11 条に基づき、次のとおり新規に指定したので、那覇市排水設備指定工事店規程第 11 条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

指定（登録）番号	第 581 号
指定工事店名	株式会社シマエンジニア
営業所所在地	沖縄市古謝津嘉山町 28-5 プレイズハイム 201
代表者氏名	島袋 和樹
有効期間	自 令和 7 年 4 月 9 日 至 令和 12 年 3 月 31 日

正 誤

那覇市公報第 1877 号の正誤

2025(令和 7)年 2 月 3 日付け那覇市公報第 1877 号の那覇市消防局訓令第 1 号について、次のとおり訂正する。

頁	訂正箇所	訂 正 内 容	
		訂 正 前	訂 正 後
1441	改正前の上から 28 行目 ～31 行目	判定書の審査基準（立入検査において確認する部分に限る。）に適合するものであると認められるときは、立入検査を省略することができる。	<u>判定書の審査基準（立入検査において確認する部分に限る。）に適合するものであると認められるときは、立入検査を省略することができる。</u>
1442	改正後の上から 9 行目	から申請が	から当該申請が
1442	改正前の上から 15 行目	通知書の交付	通知書の交付等
1442	改正後の上から 15 行目	通知書の交付	通知書の交付等

訂 正 後

那覇市消防局訓令第 1 号
令和 7 年 1 月 17 日
公 表 済

消防法令適合通知書事務取扱要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 消 防 局
局 長 上 原 立 也

那覇市消防法令適合通知書等事務処理要綱の一部を改正する要綱

那覇市消防法令適合通知書等事務処理要綱(令和2年1月27日消防局長決裁)の一部を次のように改める。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、「旅館、ホテルに係る防火安全について」(昭和56年1月24日付け消防予第21号)により示された「旅館ホテル防火安全対策連絡協議会における了解事項」<u>および</u>「住宅宿泊事業の届出に伴う消防法令適合通知書の交付について」(平成29年12月26日付け消防予第389号)において関係行政機関が所管法令に基づいて行う許可、登録、指定、届出等(以下「許可等」という。)を行う場合に添付される消防法令に適合している旨の通知書(以下「通知書」という。)の交付、旅行関係者又は個人からの照会に対する対応等に係る事務処理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(申請等)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる許可等に<u>必要な</u>通知書の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、<u>次項に掲げる</u>区分に定める消防法令適合通知書交付申請書(以下「申請書」という。)及び第4項に定める添付書類を添えて消防局長又は消防署長(以下「局長等」という。)に2部提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条の規定による営業の許可</u></p> <p>(2) <u>旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第4条の規定による施設又は設備の変更届出</u></p> <p>(3) <u>国際観光ホテル整備法(昭和24年法律第279号)第3条又は第18条第1項の規定による登録</u></p> <p>(4) <u>国際観光ホテル整備法(昭和24年法</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、「旅館、ホテルに係る防火安全について」(昭和56年1月24日付け消防予第21号)により示された「旅館ホテル防火安全対策連絡協議会における了解事項」<u>及び</u>「住宅宿泊事業の届出に伴う消防法令適合通知書の交付について」(平成29年12月26日付け消防予第389号)において関係行政機関が所管法令に基づいて行う許可、登録、指定、届出等(以下「許可等」という。)を行う場合に添付を<u>求める、消防法令に適合しているかどうかを判定した</u>通知書(以下「通知書」という。)の交付、旅行関係者又は個人からの照会に対する対応、<u>並びに社会福祉施設及びその他の事業所(以下「社会福祉施設等」という。)からの通知書の交付申請とその取扱いに係る</u>事務処理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(申請等)</p> <p>第2条 通知書の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、<u>申請等区分表(以下「別表1」という。)の左欄の各</u>項に掲げる通知書の交付申請が必要とされる許可等の区分に応じた申請書(以下「申請書」という。)を消防局長又は消防署長(以下「局長等」という。)に<u>提出する</u>ものとする。</p>

律第279号)第7条第1項又は第18条第2項において準用する第7条第1項の規定による施設に関する登録事項の変更の届出

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第3条の規定による営業許可

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第9条の規定による構造又は設備の変更等の承認、届出

(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第80条に基づく那覇市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第42号)第8条、那覇市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第43号)第9条及び那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第41号)第73条に規定する施設の登録

(8) 介護保険法(平成9年法律第123号)第88条第2項に基づく那覇市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第54号)第31条に規定する施設の登録

(9) 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項の規定による届出

(10) 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第4項の規定による届出

2 前項の交付申請に係る申請書は、次の各号に掲げる区分に定める申請書による。

(1) 前項第1号から第6号までの交付申請(第1号様式)

(2) 前項第7号から第8号までの交付申請(第2号様式)

(3) 前項第9号及び第10号の交付申請(第3号様式)

- | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>3 申請者は、防火対象物及び届出住宅(住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項に基づく届出により、住宅宿泊事業を営み、又は営む予定の住宅をいう。以下同じ。)又はその部分(以下「防火対象物等」という。)の管理について権原を有するものとする。</p> | <p>2 申請者は、防火対象物及び届出住宅(住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項に基づく届出により、住宅宿泊事業を営み、又は営む予定の住宅をいう。以下同じ。)又はその部分(以下「防火対象物等」という。)の管理について権原を有するものとする。</p> |
| <p>4 申請者は、申請書に次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、<u>一定期間内に既に局長等に報告済みであり、消防機関において確認が可能なものについては添付を省略することができるものとする。</u></p> | <p>3 申請者は、申請書に次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、<u>申請日から3ヶ月以内に再申請を行う場合においては、当該添付資料を省略することができるものとする。</u></p> |
| <p>(1) <u>許可、登録、指定、又は変更の届出に係る申請書の写し</u></p> | <p>(1) <u>申請に係る防火対象物等の建築図面の写し</u></p> |
| <p>(2) <u>(1)の届出部分の建築図面の写し</u></p> | <p>(2) <u>消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第8条及び同法第36条に規定する各届出に該当する場合において、当該届出がなされた事がわかる旨の写し</u></p> |
| <p>(3) <u>その他申請の審査に必要な資料</u></p> | <p>(3) <u>社会福祉施設等の申請に限り、那覇市消防同意等事務処理規程第11条に規定する福祉施設等設置計画(変更)書(第4号様式)</u></p> |
| <p>5 <u>局長等は、申請書が提出された場合において、次の各号に掲げる内容を確認し、不備がないと認めるときは、これを受理するとともに別記1に定める消防法令適合(不適合)通知書交付申請処理簿(以下「処理簿」という。)に必要事項を記載し、受付印(那覇市消防同意等事務処理規程(令和2年4月1日消防訓令第6号)別表分類(1)に規定する受付印をいう。)を押印して処理するものとする。</u></p> | <p>(4) <u>申請に係る防火対象物の消防用設備等検査済証の写し又は消防用設備等点検結果報告書の写し</u></p> <p>(5) <u>消防法施行令第1条の2に規定する収容人員の算定表(防火対象物の各階ごとに従業員及び利用者数等を算定したものの。)</u></p> <p>(6) <u>その他申請の審査に必要な資料</u></p> |
| <p>5 <u>局長等は、申請書が提出された場合において、次の各号に掲げる内容を確認し、不備がないと認めるときは、これを受理するとともに別記1に定める消防法令適合(不適合)通知書交付申請処理簿(以下「処理簿」という。)に必要事項を記載し、受付印(那覇市消防同意等事務処理規程(令和2年4月1日消防訓令第6号)別表分類(1)に規定する受付印をいう。)を押印して処理するものとする。</u></p> | <p>4 <u>局長等は、別表1の各欄に掲げる申請があったときは、消防法令適合(不適合)通知書交付申請処理簿(以下「処理簿」(第1号様式)という。)に必要事項を記載し、当該申請書に申請された事を明らかにする措置を講ずるものとする。</u></p> |

(1) 申請書の記載事項

(2) 申請者の署名

(3) 前項に該当する書類の添付及び既に局長等に報告済みである書類

6 第4条の規定により、通知書を交付するときは、前項各号に掲げる区分に定める処理簿にその旨を記載するとともに、第1項に規定する申請書及び添付書類の副本を返付するものとする。

(審査等)

第3条 局長等は、申請のあった防火対象物等の消防法令適合状況を審査するときは、次の各号に掲げる区分に定める消防法令適合判定書(以下「判定書」という。)の審査基準について、書類審査及び那覇市火災予防査察規程(平成31年3月29日消防局訓令第6号)第6条第3号に定める特別査察により、立入検査を実施し、適否の判定を行わなければならない。ただし、特に立入検査の必要がないと認められるときは、立入検査を省略することができる。申請のあった日から起算して3か月以内に行った立入検査において、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)又は法に基づく命令若しくは那覇市火災予防条例(昭和47年条例第18号。以下「条例」という。)の遵守の状況が優良なものとして、判定書の審査基準(立入検査において確認する部分に限る。)に適合するものであると認められるときは、立入検査を省略することができる。

(1) 前条第1項第1号から第8号までの交付申請(別記3)

(2) 前条第1項第9号及び第10号の交付申請(別記4)

(審査等)

第3条 局長等は、申請のあった防火対象物等の消防法令適合状況を審査するときは、別表1の申請書区分に応じた右欄の判定様式各項に掲げる判定書(以下「判定書」という。)の審査基準に基づいて、書類審査及び那覇市火災予防査察規程(平成31年3月29日消防局訓令第6号)第6条第2号に規定する立入検査を実施し、適否の判定を行わなければならない。

2 申請の日から起算して6ヶ月以内に行った立入検査において、法、那覇市火災予防条例(昭和47年5月4日条例第18号)、那覇市火災予防査察規程(平成31年3月29日消防局訓令第6号)及び那覇市火災予防違反処理規程(令和元年8月1日消防局訓令第9号)に基づく法令等の遵守が優良なもの

2 局長等は、那覇市防火基準適合表示要綱（平成26年4月1日那消予。以下「表示要綱」という。）に定める表示マーク等が交付されているホテル・旅館等の関係者から当該申請があった場合は、表示マークの有効期間中に限り、立入検査を省略することができるものとする。

3 [略]

（通知書の交付等）

第4条 局長等は、前条に定める判定の結果に応じて、次の各号に掲げる通知書を申請者に交付するものとする。

(1) 第2条第1項第1号から第6号までの交付申請の判定結果が消防法令に適合しているときは、消防法令適合通知書（第4号様式）による。

(2) 第2条第1項第7号及び第8号の交付申請の判定結果が消防法令に適合しているときは、消防法令適合通知書（第5号様式）による。

(3) 第2条第1項第9号及び第10号の交付申請の判定結果が消防法令に適合しているときは、消防法令適合通知書（第6号様式）による。

(4) 消防法令に適合していないときは、消防法令不適合通知書（第7号様式）による。

として判定書の審査基準（立入検査において確認する部分に限る。）に適合していると認められるときは、立入検査を省略することができる。

3 局長等は、那覇市防火基準適合表示要綱（平成26年4月1日消防長決裁。以下「表示要綱」という。）に定める表示マーク等が交付されているホテル・旅館等の関係者から当該申請があったときは、当該表示基準適合通知書に記載されている表示有効期間内に限り、消防法令に適合しているものとして取り扱うことができるものとする。

4 [略]

（通知書の交付等）

第4条 局長等は、前条に定める判定の結果が消防法令に適合していると認めるときは、別表1の右欄交付様式の項に掲げる通知書を申請者に交付するものとする。

2 局長等は、第2条に規定する申請について、交付申請の判定結果が消防法令に適合していないときは、消防法令不適合通知書（第10号様式）を交付するものとする。

3 局長等は、前2項に規定する通知書の交付を行うときは、処理簿に必要事項を記載しなければならない。

(適用除外)

第5条 那覇市防火基準適合表示要綱(平成26年4月1日那消予。以下「表示要綱」という。)第4条に定める表示マークが交付されている防火対象物等の申請者が行う申請にあつては、第2条第4項及び第5項第3号、第3条並びに前条第1項第3号の規定は、適用しないものとする。

(照会及び回答)

第6条 局長等は、旅館、ホテルにおける防火安全に関することについて、旅行関係者から、旅館・ホテルの消防法令等適合状況に関する照会書(第8号様式)(これに準じた照会書含む。)により照会があつたときは、表示要綱第4条に基づき交付される表示マークの交付状況等について、旅行関係者からの照会に対する回答書(第9号様式)により通知するものとする。

2 局長等は、住宅宿泊事業における届出住宅の防火安全に関することについて、旅行関係者又は個人から、届出住宅の消防法令等適合状況に関する照会書(第10号様式)(これに準じた照会書を含む。)により照会があつたときは、消防用設備等の点検結果の報告状況等について、旅行関係者又は個人からの照会に対する回答書(第11号様式)により通知するものとする。

(関係行政機関との連絡協調)

第7条 [略]

2 消防法令適合通知書の交付に際し、旅館、ホテル又は届出住宅の許可等を担当する部局との調整等により、通知によらず、他の方法によることができる場合には、当該方法によることができるものとする。

第5条 削除

(照会及び回答)

第6条 局長等は、旅行関係者から旅館・ホテルの消防法令等適合状況に関する照会書(第11号様式)(これに準じた照会書含む。)により照会があつたときは、表示要綱第4条に基づき交付される表示マークの交付状況等について、旅行関係者からの照会に対する回答書(第12号様式)により通知するものとする。

2 局長等は、旅行関係者又は個人から、届出住宅の消防法令等適合状況に関する照会書(第13号様式)(これに準じた照会書を含む。)により照会があつたときは、消防用設備等の点検結果の報告状況等について、旅行関係者又は個人からの照会に対する回答書(第14号様式)により通知するものとする。

(関係行政機関との連絡協調)

第7条 [略]

(電子申請等)

第8条 この要綱の規定による申請又は通知は、那覇市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(平成16年12月27日条例38号)に規定される方法により行

<p>別記1 [別記] 別記2 [別記] 別記3 [別記] 別記4 [別記] 第1号様式 [別記] 第2号様式 [別記] 第3号様式 [別記] 第4号様式 [別記] 第5号様式 [別記] 第6号様式 [別記] 第7号様式 [別記] 第8号様式 [別記] 第9号様式 [別記] 第10号様式 [別記] 第11号様式 [別記]</p>	<p><u>うことができるものとする。</u> 別表1 [別記] 様式1 [別記] 様式2 [別記] 様式3 [別記] 第4号様式 [別記] 第5号様式 [別記] 第6号様式 [別記] 第7号様式 [別記] 第8号様式 [別記] 第9号様式 [別記] 第10号様式 [別記] 第11号様式 [別記] 第12号様式 [別記] 第13号様式 [別記] 第14号様式 [別記]</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分が無い場合には、当該改正後部分を加える。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。 4 改正部分に対応する改正後部分が無い場合には、当該改正部分を削る。 5 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。 6 改正表及びこれに対応する改正後表に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。 7 表の改正規定において改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 8 改正表に対応する改正後表が無い場合には、当該改正表を削る。 9 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正様式の全部を当該改正後様式に改める。 	

付 則

この要綱は、令和7年4月8日から施行する。

別表1(第2条、第3条、第4条関係)

申請等区分表

申請書区分	申請様式	判定様式	交付様式
旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条の規定による営業の許可	第4号様式 「消防法令 適合通知書 交付申請書 (営業施設 用)」	第2号様式 「消防法令 適合判定書 (営業施設・社会福祉施設 用)」	第7号様式 「消防法令 適合通知書 (営業施設 用)」
旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第4条の規定による施設又は設備の変更届出			
国際観光ホテル整備法(昭和24年法律第279号)第3条又は第18条第1項の規定による登録			
国際観光ホテル整備法第7条第1項又は第18条第2項において準用する第7条第1項の規定による施設に関する登録事項の変更の届出			
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第3条の規定による営業許可			
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第9条の規定による構造又は設備の変更等の承認、届出			
興行場法(昭和23年法律第137号)第2条の規定による営業許可			
公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条の規定による営業許可			
公衆浴場法施行規則(昭和23年厚生省令第27号)第4条の規定による構造設備の変更の届出			
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく那覇市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和5年条例第49号)、那覇市障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(令和5年条例第46号)及び那覇市障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和5年条例第47号)に規定する施設の許可等	第5号様式 「消防法令 適合通知書 交付申請書 (社会福祉 施設用)」		第8号様式 「消防法令 適合通知書 (社会福祉 施設用)」
介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する施設の登録			
児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(令和5年条例第58号)に基づく施設の登録等			
社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する施設の届出等			
老人福祉法(昭和38年法律第33号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する施設の届出等			
住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項の規定による届出	第6号様式 「消防法令 適合通知書 交付申請書 (住宅宿泊 事業用)」	第3号様式 「消防法令 適合判定書 (住宅宿泊 事業用)」	第9号様式 「消防法令 適合通知書 (住宅宿泊 事業用)」
住宅宿泊事業法第3条第4項の規定による変更の届出			

改正前 別記1 (第2条関係)

消防法令適合(不適合)通知書交付申請処理簿

受付 番号	受付 年月日	所 在 地 対象物等名称	申請者氏名	申請 理由区分	申請 建物区分	交付 番号	交付 年月日	適合別	備考
	年 日 月			号	<input type="checkbox"/> 全体 <input type="checkbox"/> 部分		年 日 月	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合	
	年 日 月			号	<input type="checkbox"/> 全体 <input type="checkbox"/> 部分		年 日 月	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合	
	年 日 月			号	<input type="checkbox"/> 全体 <input type="checkbox"/> 部分		年 日 月	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合	
	年 日 月			号	<input type="checkbox"/> 全体 <input type="checkbox"/> 部分		年 日 月	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合	
	年 日 月			号	<input type="checkbox"/> 全体 <input type="checkbox"/> 部分		年 日 月	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合	
	年 日 月			号	<input type="checkbox"/> 全体 <input type="checkbox"/> 部分		年 日 月	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合	
	年 日 月			号	<input type="checkbox"/> 全体 <input type="checkbox"/> 部分		年 日 月	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合	

備考 1 申請理由区分は、第2条第1項各号の別を、申請建物区分は、該当の□印にしを記入すること。

2 適合別は、該当の□印にしを記入すること。

改正後 第1号様式(第2条、第4条関係)

消防法令適合(不適合)通知書交付申請処理簿・交付簿

交付 番号 年月日	受付 番号 年月日	所 在 地 対象物等名称	申請者氏名	申請 理由 区分	申請 建物 区分	適合別 <input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合	進捗表/OA入力		受取日付 サイン
							担当		
					<input type="checkbox"/> 全体 <input type="checkbox"/> 部分	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合	/		
					<input type="checkbox"/> 全体 <input type="checkbox"/> 部分	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合	/		
					<input type="checkbox"/> 全体 <input type="checkbox"/> 部分	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合	/		
					<input type="checkbox"/> 全体 <input type="checkbox"/> 部分	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合	/		
					<input type="checkbox"/> 全体 <input type="checkbox"/> 部分	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合	/		
					<input type="checkbox"/> 全体 <input type="checkbox"/> 部分	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合	/		
					<input type="checkbox"/> 全体 <input type="checkbox"/> 部分	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合	/		
					<input type="checkbox"/> 全体 <input type="checkbox"/> 部分	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合	/		
					<input type="checkbox"/> 全体 <input type="checkbox"/> 部分	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合	/		
					<input type="checkbox"/> 全体 <input type="checkbox"/> 部分	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合	/		
					<input type="checkbox"/> 全体 <input type="checkbox"/> 部分	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合	/		

備考 1 申請理由区分は、第2条第1項各号の別を、申請建物区分は、該当の□印にレを記入すること。

2 適合別は、該当の□印にレを記入すること。

改正前 別記2(第3条関係)

消防法令適合判定書

防火対象物名称		(ホテル・旅館名)			
審査年月日	年 月 日	審査員 職・氏名			
審査基準		該当の有無		判定	
1 防火管理等	(1) 防火対象物の点検及び報告	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>	否 <input type="checkbox"/>
	(2) 防火管理者等の届出	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>	否 <input type="checkbox"/>
	(3) 自衛消防組織の届出	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>	否 <input type="checkbox"/>
	(4) 防火管理に係る消防計画の実施	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>	否 <input type="checkbox"/>
	(5) 統括防火管理者等の届出	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>	否 <input type="checkbox"/>
	(6) 防火・避難施設等の維持管理	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>	否 <input type="checkbox"/>
	(7) 防災対象物品の使用	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>	否 <input type="checkbox"/>
	(8) 圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>	否 <input type="checkbox"/>
	(9) 火気使用設備・器具	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>	否 <input type="checkbox"/>
	(10) 少量危険物・指定可燃物	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>	否 <input type="checkbox"/>
	(11) 避難経路図の掲示	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>	否 <input type="checkbox"/>
	(12) (1)から(11)に掲げるもののほか、法又は法に基づく命令に規定する事項に関し市町村長が定める基準を満たしていること。	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>	否 <input type="checkbox"/>
2 防災管理等	(1) 防災管理対象物の点検及び報告	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>	否 <input type="checkbox"/>
	(2) 防災管理者等の届出	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>	否 <input type="checkbox"/>
	(3) 防災管理に係る消防計画の実施	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>	否 <input type="checkbox"/>
	(4) 統括防災管理者等の届出	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>	否 <input type="checkbox"/>
3 消防用設備等	(1) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置及び維持等	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>	否 <input type="checkbox"/>
	(2) 消防用設備等の点検報告	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>	否 <input type="checkbox"/>

備考 消防法(「法」という。)

改正後 第2号様式(第3条関係)

消防法令適合判定書(営業施設・社会福祉施設用)

防火対象物名称		事業所名称				
審査年月日		年 月 日		審査員 職・氏名		
審査基準			該当の有無		判定	
1 防火管理等	(1) 防火対象物の点検及び報告		有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>	否 <input type="checkbox"/>
	(2) 防火管理者等の届出		有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>	否 <input type="checkbox"/>
	(3) 自衛消防組織の届出		有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>	否 <input type="checkbox"/>
	(4) 防火管理に係る消防計画の実施		有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>	否 <input type="checkbox"/>
	(5) 統括防火管理者等の届出		有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>	否 <input type="checkbox"/>
	(6) 防火・避難施設等の維持管理		有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>	否 <input type="checkbox"/>
	(7) 防災対象物品の使用		有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>	否 <input type="checkbox"/>
	(8) 圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出		有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>	否 <input type="checkbox"/>
	(9) 火気使用設備・器具の届出		有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>	否 <input type="checkbox"/>
	(10) 少量危険物・指定可燃物の届出		有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>	否 <input type="checkbox"/>
	(11) 避難経路図の掲示		有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>	否 <input type="checkbox"/>
	(12) (1)から(11)に掲げるもののほか、法又は法に基づく命令に規定する事項に関し市町村長が定める基準を満たしていること。		有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>	否 <input type="checkbox"/>
2 防災管理等	(1) 防災管理対象物の点検及び報告		有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>	否 <input type="checkbox"/>
	(2) 防災管理者等の届出		有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>	否 <input type="checkbox"/>
	(3) 防災管理に係る消防計画の実施		有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>	否 <input type="checkbox"/>
	(4) 統括防災管理者等の届出		有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>	否 <input type="checkbox"/>
3 消防用設備等	(1) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置及び維持等		有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>	否 <input type="checkbox"/>
	(2) 消防用設備等の点検報告		有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>	否 <input type="checkbox"/>

備考 消防法(「法」という。

改正前 別記3(第3条関係)

消防法令適合判定書

届出住宅名称		(防火対象物名称)			
審査年月日	年 月 日	審査員 職・氏名			
審査基準		該当の有無		判定	
(1) 防火・避難施設等の管理	法第8条の2の4、条例第6章関係	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>	否 <input type="checkbox"/>
(2) 防災対象物品の使用	法第8条の3関係	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>	否 <input type="checkbox"/>
(3) 火気使用設備・器具の位置、構造及び管理等	法第9条、条例第3章関係	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>	否 <input type="checkbox"/>
(4) 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始(廃止)届出	法第9条の3、危険物の規制に関する政令第1条の10関係	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>	否 <input type="checkbox"/>
(5) 少量危険物・指定可燃物の貯蔵及び取扱い等	法第9条の4、条例第4章関係	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>	否 <input type="checkbox"/>
(6) 消防用設備等の設置及び維持等	法第17条、条例第3章の2、第5章関係	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>	否 <input type="checkbox"/>
(7) 避難経路図の掲示及び携帯用電灯の常備	消防関係法令適用外(住宅宿泊事業法第6条関係)	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>	否 <input type="checkbox"/>
(8) (1)から(7)に掲げるもののほか、法又は法に基づく命令に規定する事項に関し市長が定める基準を満たしていること。		有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>	否 <input type="checkbox"/>

備考 消防法(「法」という。)、那覇市火災予防条例(「条例」という。)

※ 住宅宿泊事業開始に伴う留意事項

確認項目			該当の有無	
防火管理体制	(1) 防火管理者の選任、消防計画、消火訓練等(法第8条関係)	防火管理者の選任等に係る、他の所有者との協議について	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
	(2) 統括防火管理者の選任、消防計画、消火訓練等(法第8条の2関係)	統括防火管理者の選任等に係る、他の所有者との協議について	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
	(3) 防火対象物点検及び報告(法第8条の2の2関係)	防火対象物点検及び報告に係る、他の所有者との協議について	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
	(4) 自衛消防組織の届出等(法第8条の2の5関係)	消防法施行令第4条の2の4に規定する防火対象物における自衛消防組織に係る他の所有者との協議について	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
防災管理体制	(1) 防災管理者の選任、消防計画、消火訓練等(法第36条関係)	防災管理者の選任等に係る、他の所有者との協議について	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
	(2) 統括防災管理者の選任、消防計画、消火訓練等(法第36条関係)	統括防災管理者の選任等に係る、他の所有者との協議について	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
	(3) 防災管理点検及び報告(法第36条関係)	防災管理点検及び報告に係る、他の所有者との協議について	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
消防用設備等	消防用設備等の点検及び報告(法第17条の3の3)	消防用設備等の点検及び報告について	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>

改正後 第3号様式(第3条関係)

消防法令適合判定書(住宅宿泊事業用)

届出住宅名称		(防火対象物名称)			
審査年月日	年 月 日	審査員 職・氏名			
審査基準		該当の有無		判定	
(1) 防火・避難施設等の管理	法第8条の2の4、条例第6章関係	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>	否 <input type="checkbox"/>
(2) 防災対象物品の使用	法第8条の3関係	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>	否 <input type="checkbox"/>
(3) 火気使用設備・器具の位置、構造及び管理等	法第9条、条例第3章関係	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>	否 <input type="checkbox"/>
(4) 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始(廃止)届出	法第9条の3、危険物の規制に関する政令第1条の10関係	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>	否 <input type="checkbox"/>
(5) 少量危険物・指定可燃物の貯蔵及び取扱い等	法第9条の4、条例第4章関係	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>	否 <input type="checkbox"/>
(6) 消防用設備等の設置及び維持等	法第17条、条例第3章の2、第5章関係	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>	否 <input type="checkbox"/>
(7) 避難経路図の掲示及び携帯用非常照明器具の常備	消防関係法令適用外(住宅宿泊事業法第6条関係)	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>	否 <input type="checkbox"/>
(8) (1)から(7)に掲げるもののほか、法又は法に基づく命令に規定する事項に関し市長が定める基準を満たしていること。		有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>	否 <input type="checkbox"/>

備考 消防法(「法」という。)、那覇市火災予防条例(「条例」という。)

※ 住宅宿泊事業開始に伴う留意事項

確認項目		該当の有無		
防火管理体制	(1) 防火管理者の選任、消防計画、消火訓練等(法第8条関係)の届出	防火管理者の選任等に係る、他の所有者との協議について	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
	(2) 統括防火管理者の選任、消防計画、消火訓練等(法第8条の2関係)の届出	統括防火管理者の選任等に係る、他の所有者との協議について	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
	(3) 防火対象物点検及び報告(法第8条の2の2関係)の届出	防火対象物点検及び報告に係る、他の所有者との協議について	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
	(4) 自衛消防組織の届出等(法第8条の2の5関係)	消防法施行令第4条の2の4に規定する防火対象物における自衛消防組織に係る他の所有者との協議について	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
防災管理体制	(1) 防災管理者の選任、消防計画、消火訓練等(法第36条関係)の届出	防災管理者の選任等に係る、他の所有者との協議について	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
	(2) 統括防災管理者の選任、消防計画、消火訓練等(法第36条関係)の届出	統括防災管理者の選任等に係る、他の所有者との協議について	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
	(3) 防災管理点検及び報告(法第36条関係)	防災管理点検及び報告に係る、他の所有者との協議について	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
消防用設備等	消防用設備等の点検及び報告(法第17条の3の3)	消防用設備等の点検及び報告について	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>

改正前
第1号様式(第2条関係)

消防法令適合通知書交付申請書

年 月 日

那覇市消防局長 宛
(消防署長)

申請者
住 所
氏 名
連絡先

下記の旅館又はホテルについて、消防法令に係る消防法令適合通知書の交付を申請します。

記

- 1 名 称(旅館又はホテルの名称)
- 2 所在地(旅館又はホテルの所在地)
- 3 申請部分の規模(申請部分の階および床面積)
- 4 申請理由区分
 - 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条の規定による営業の許可
 - 旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第4条の規定による施設又は設備の変更届出
 - 国際観光ホテル整備法(昭和24年法律第279号)第3条又は第18条第1項の規定による登録
 - 国際観光ホテル整備法(昭和24年法律第279号)第7条第1項又は第18条第2項において準用する第7条第1項の規定による施設に関する登録事項の変更の届出
 - 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第3条の規定による営業許可
 - 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第9条の規定による構造又は設備の変更等の承認、届出
 - 興行場法(昭和23年法律第137号)第2条の規定による営業の許可
 - 公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条の規定による営業の許可
 - 公衆浴場法施行規則(昭和23年厚生省令第27号)第4条の規定による構造設備の変更の届出

※受付欄	※経過欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 「申請理由区分」は、当該申請理由に応じ、□印にレを記入すること。
 3 ※印の欄は、記入しないこと。

改正後
第4号様式(第2条関係)

営業施設用

消防法令適合通知書交付申請書

年 月 日

那覇市消防局長 宛
(消防署長)

申請者
住 所
氏 名
連絡先

下記の旅館又はホテルについて、消防法令に係る消防法令適合通知書の交付を申請します。

記

- 1 名 称(旅館又はホテルの名称)
- 2 所在地(旅館又はホテルの所在地)
- 3 申請部分の規模(申請部分の階および床面積)
- 4 申請理由区分
 - 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条の規定による営業の許可
 - 旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第4条の規定による施設又は設備の変更届出
 - 国際観光ホテル整備法(昭和24年法律第279号)第3条又は第18条第1項の規定による登録
 - 国際観光ホテル整備法(昭和24年法律第279号)第7条第1項又は第18条第2項において準用する第7条第1項の規定による施設に関する登録事項の変更の届出
 - 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第3条の規定による営業許可
 - 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第9条の規定による構造又は設備の変更等の承認、届出
 - 興行場法(昭和23年法律第137号)第2条の規定による営業の許可
 - 公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条の規定による営業の許可
 - 公衆浴場法施行規則(昭和23年厚生省令第27号)第4条の規定による構造設備の変更の届出

※受付欄	※経過欄

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 「申請理由区分」は、当該申請理由に応じ、□印にレを記入すること。
 - 3 ※印の欄は、記入しないこと。

改正前
第2号様式(第2条関係)

消防法令適合通知書交付申請書

<p>那覇市消防局長 宛 (消防署長)</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 氏 名 連絡先</p> <p>下記の事業所について、消防法令に係る消防法令適合通知書の交付を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 名 称(事業所の名称)</p> <p>2 所在地(事業所の所在地)</p> <p>3 申請理由区分</p> <p><input type="checkbox"/> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第80条に基づく那覇市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第42号)第8条、那覇市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第43号)第9条及び那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第41号)第73条に規定する施設の登録</p> <p><input type="checkbox"/> 介護保険法(平成9年法律第123号)第88条第2項に基づく那覇市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第54号)第31条に規定する施設の登録</p> <p><input type="checkbox"/> その他上記以外のもの</p>	<p>年 月 日</p>
※受付欄	※経過欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 「申請理由区分」は、当該申請理由に応じ、□印にレを記入すること。
- 3 ※の欄は、記入しないこと。

改正後
第5号様式(第2条関係)

社会福祉施設用

消 防 法 令 適 合 通 知 書 交 付 申 請 書

年 月 日	
那覇市消防局長 宛 (消 防 署 長)	申請者 住 所 氏 名 連絡先
下記の事業所について、消防法令に係る消防法令適合通知書の交付を申請します。	
記	
1 名 称(事業所の名称) 2 所在地(事業所の所在地) 3 申請理由区分 <input type="checkbox"/> 障害者総合支援法に基づく那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例、那覇市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例に基づく施設の登録等 <input type="checkbox"/> 障害者総合支援法に基づく那覇市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例、那覇市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例に基づく施設の登録等 <input type="checkbox"/> 児童福祉法に基づく那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例に基づく施設の登録 <input type="checkbox"/> 社会福祉法(昭和26年法律第45号) に規定する施設の届出等 <input type="checkbox"/> 老人福祉法(昭和38年法律第33号) に規定する施設の届出等 <input type="checkbox"/> 介護保険法(平成9年法律第123号) に規定する施設の指定等 <input type="checkbox"/> その他上記以外のもの	
※受付欄	※経過欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 「申請理由区分」は、当該申請理由に応じ、□印にレを記入すること。
 3 ※の欄は、記入しないこと。

改正前
第3号様式(第2条関係)

消防法令適合通知書交付申請書

年 月 日

那覇市消防局長 宛
(消防署長)

申請者
住 所
氏 名
連絡先

下記の届出住宅の部分(当該部分から避難経路に係る部分を含む。)について、消防法令適合通知書の交付を申請します。

記

1 名 称(届出住宅の名称)

2 所在地(届出住宅の所在地)

3 届出住宅に関する事項等

(1) 面積

届出住宅が存する防火対象物の延面積(m ²)	届出住宅部分の床面積(m ²)	宿泊室(宿泊者の就寝の用に供する室)の床面積の合計(m ²)

(2) その他の事項

- 住宅に人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者が不在(住宅宿泊事業法第11条第1項第2号の国土交通省令・厚生労働省令で定めるものを除く。)とならない。

4 申請理由

- 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項の規定による届出
- 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第4項の規定による届出

※受付欄

※経過欄

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 該当する場合は、□印にレを記入すること。
 - 3 住宅宿泊事業法第3条第1項又は第4項の規定による届出書又は当該届出書に添付を予定している書類を確認する場合や当該書類の写しの提出を求める場合があります。
 - 4 ※印の欄は、記入しないこと。

改正後
第6号様式(第2条関係)

住宅宿泊事業用

消 防 法 令 適 合 通 知 書 交 付 申 請 書

	年 月 日	
那覇市消防局長 宛 (消防署長)	申請者 住 所 氏 名 連絡先	
下記の届出住宅の部分(当該部分から避難経路に係る部分を含む。)について、消防法令適合通知書の交付を申請します。		
記		
1 名 称(届出住宅の名称)		
2 所在地(届出住宅の所在地)		
3 届出住宅に関する事項等		
(1) 面積		
届出住宅が存する防火対象物の延面積(m ²)	届出住宅部分の床面積(m ²)	宿泊室(宿泊者の就寝の用に供する室)の床面積の合計(m ²)
(2) その他の事項		
<input type="checkbox"/> 住宅に人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者が不在(住宅宿泊事業法第11条第1項第2号の国土交通省令・厚生労働省令で定めるものを除く。)とならない。		
4 申請理由		
<input type="checkbox"/> 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項の規定による届出 <input type="checkbox"/> 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第4項の規定による届出		
※受付欄	※経過欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 該当する場合は、□印にレを記入すること。
 3 住宅宿泊事業法第3条第1項又は第4項の規定による届出書又は当該届出書に添付を予定している書類を確認する場合や当該書類の写しの提出を求める場合があります。
 4 ※印の欄は、記入しないこと。

改正前
第4号様式(第4条関係)

消防法令適合通知書

第 _____ 号
年 月 日

様

那覇市消防局長 
(消防署長)

年 月 日付けで交付申請のあった下記の旅館又はホテルについては、消防法令に適合していると認め、通知します。

記

- 1 名 称(防火対象物または申請部分の名称)
- 2 所在地(防火対象物の所在地)
- 3 申請部分の規模(申請部分の階および床面積)
- 4 申請者氏名
- 5 立入検査実施日 年 月 日
- 6 申請理由区分
 - 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条の規定による営業の許可
 - 旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第4条の規定による施設又は設備の変更届
 - 国際観光ホテル整備法(昭和24年法律第279号)第3条又は第18条第1項の規定による登録
 - 国際観光ホテル整備法(昭和24年法律第279号)第7条第1項又は第18条第2項において準用する第7条第1項の規定による施設に関する登録事項の変更の届出
 - 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第3条の規定による営業許可
 - 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第9条の規定による構造又は設備の変更等の承認、届出
 - 興行場法(昭和23年法律第137号)第2条の規定による営業の許可
 - 公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条の規定による営業の許可
 - 公衆浴場法施行規則(昭和23年厚生省令第27号)第4条の規定による構造設備の変更の届出
- 7 備考

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 「申請理由区分」は、当該申請理由に応じ、印にレを記入すること。

改正後
第7号様式(第4条関係)

営業施設用

消防法令適合通知書

		那消○予 第 号
		年 月 日
様		
		那覇市 消防署長
<p>年 月 日付で交付申請のあった下記の旅館又はホテルについては、消防法令に適合していると認め、通知します。</p>		
記		
1	名 称(防火対象物または申請部分の名称)	
2	所在地(防火対象物の所在地)	
3	申請部分の規模(申請部分の階および床面積)	
4	申請者氏名	
5	立入検査実施日	
6	申請理由区分	
	<input type="checkbox"/> 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条の規定による営業の許可 <input type="checkbox"/> 旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第4条の規定による施設又は設備の変更届 <input type="checkbox"/> 国際観光ホテル整備法(昭和24年法律第279号)第3条又は第18条第1項の規定による登録 <input type="checkbox"/> 国際観光ホテル整備法(昭和24年法律第279号)第7条第1項又は第18条第2項において準用する第7条第1項の規定による施設に関する登録事項の変更の届出 <input type="checkbox"/> 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第3条の規定による営業許可 <input type="checkbox"/> 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第9条の規定による構造又は設備の変更等の承認、届出 <input type="checkbox"/> 興行場法(昭和23年法律第137号)第2条の規定による営業の許可 <input type="checkbox"/> 公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条の規定による営業の許可 <input type="checkbox"/> 公衆浴場法施行規則(昭和23年厚生省令第27号)第4条の規定による構造設備の変更の届出	
7	備考	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 「申請理由区分」は、当該申請理由に応じ、□印にレを記入すること。

改正前

第5号様式(第4条関係)

消防法令適合通知書

第 _____ 号
年 月 日

様

那覇市消防局長 
(消防署長)

年 月 日付けで交付申請のあった下記の事業所については、消防法令に適合していると認め、通知します。

記

1 名 称(事業所の名称)

2 所在地(事業所の所在地)

3 立入検査実施日 年 月 日

4 申請理由区分

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第80条に基づく那覇市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第42号)第8条、那覇市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第43号)第9条及び那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第41号)第73条に規定する施設の登録
- 介護保険法(平成9年法律第123号)第88条第2項に基づく那覇市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第54号)第31条に規定する施設の登録
- その他上記以外のもの

5 備考

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 「申請理由区分」は、当該申請理由に応じ、印にレを記入すること。

改正後
第8号様式(第4条関係)

社会福祉施設用

消防法令適合通知書

那消〇予 第 号
年 月 日

様

那覇市 消防署長

年 月 日付で交付申請のあった下記の事業所については、消防法令に適合していると認め、通知します。

記

- 1 名 称(事業所の名称)
- 2 所在地(事業所の所在地)
- 3 立入検査実施日
- 4 申請理由区分
 - 障害者総合支援法に基づく那覇市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例、那覇市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例に基づく施設の登録等
 - 障害者総合支援法に基づく那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例、那覇市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例に基づく施設の登録等
 - 児童福祉法に基づく那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例に基づく施設の登録
 - 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する施設の指定等
 - 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する施設の届出等
 - 老人福祉法(昭和38年法律第33号)に規定する施設の届出等
 - その他上記以外のもの
- 5 備考

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 「申請理由区分」は、当該申請理由に応じ、□印にレを記入すること。

改正前
第6号様式(第4条関係)

消防法令適合通知書

第 _____ 号 年 月 日
様
那覇市消防局長 印 (消防署長)
年 月 日付で交付申請のあった下記の届出住宅の部分(当該部分からの避難経路に係る部分を含む。)については、消防法令に適合していると認め、通知します。
記
1 名 称(届出住宅の名称)
2 所在地(届出住宅の所在地)
3 申請者の氏名
4 立入検査実施日 年 月 日
5 申請理由区分 <input type="checkbox"/> 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項の規定による届出 <input type="checkbox"/> 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第4項の規定による届出
6 備考

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 「申請理由区分」は、当該申請理由に応じ、印にレを記入すること。

改正後
第9号様式(第4条関係)

住宅宿泊事業用

消防法令適合通知書

那消○予 第 _____ 号 年 _____ 月 _____ 日
様
那覇市 _____ 消防署長
年 _____ 月 _____ 日付で交付申請のあった下記の届出住宅の部分(当該部分からの避難経路に係る部分を含む。)については、消防法令に適合していると認め、通知します。
記
1 名 称(届出住宅の名称)
2 所在地(届出住宅の所在地)
3 申請者の氏名
4 立入検査実施日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
5 申請理由区分 <input type="checkbox"/> 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項の規定による届出 <input type="checkbox"/> 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第4項の規定による届出
6 備考

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 「申請理由区分」は、当該申請理由に応じ、□印にレを記入すること。

改正前
第7号様式(第4条関係)

消防法令不適合通知書

第 _____ 号 年 _____ 月 _____ 日
様
那覇市消防局長 印 (消防署長)
年 _____ 月 _____ 日付で交付申請のあった下記の営業施設又は届出住宅の部分(当該部分からの避難経路に係る部分を含む。)については、審査の結果、消防法令に適合していないため通知します。
記
1 名 称(防火対象物又は届出住宅の申請部分の名称)
2 所在地(防火対象物又は届出住宅の所在地)
3 申請部分の規模(申請部分の階及び床面積)
4 申請者氏名
5 立入検査実施日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
6 消防法令に適合していない理由

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

改正後
第10号様式(第4条関係)

消 防 法 令 不 適 合 通 知 書

那消○予第 _____ 号
年 _____ 月 _____ 日

様

那覇市 _____ 消防署長

年 _____ 月 _____ 日付で交付申請のあった下記の営業施設又は届出住宅の部分(当該部分からの避難経路に係る部分を含む。)については、審査の結果、消防法令に適合していないため通知します。

記

- 1 名 称(防火対象物又は届出住宅の申請部分の名称)
- 2 所在地(防火対象物又は届出住宅の所在地)
- 3 申請部分の規模(申請部分の階及び床面積)
- 4 申請者氏名
- 5 立入検査実施日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 6 消防法令に適合していない理由

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

改正前
 第8号様式(第6条関係)

旅館・ホテルの消防法令等適合状況に関する照会書

年 月 日

那覇市消防局長 宛
 (消防署長)

住 所(代表者住所)
 氏 名(代表者氏名)

下記の旅館又はホテルの消防法令等の適合状況について照会いたします。

記

- 1 名 称(防火対象物又は申請部分の名称)
- 2 所在地(防火対象物の所在地)
- 3 代表者氏名
- 4 申請理由
- 5 備考

※受付欄

※経過欄

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 ※印の欄は、記入しないこと。

改正後
第11号様式(第6条関係)

旅館・ホテルの消防法令等適合状況に関する照会書

年 月 日	
那覇市消防局長 宛 (消 防 署 長)	
住 所(代表者住所) 氏 名(代表者氏名)	
下記の旅館又はホテルの消防法令等の適合状況について照会いたします。	
記	
1 名 称(防火対象物又は申請部分の名称)	
2 所在地(防火対象物の所在地)	
3 代表者氏名	
4 申請理由	
5 備考	
※受付欄	※経過欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

改正前
第10号様式(第6条関係)

届出住宅の消防法令等適合状況に関する照会書

年 月 日

那覇市消防局長 宛
(消防署長)

住 所
氏 名

下記の届出住宅の消防法令等の適合状況について照会いたします。

記

- 1 名 称(届出住宅の申請部分の名称)
- 2 所在地(届出住宅の申請部分の所在地)
- 3 代表者氏名
- 4 申請理由
- 5 備考

※受付欄

※経過欄

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 ※印の欄は、記入しないこと。

改正後
 第13号様式(第6条関係)

届出住宅の消防法令等適合状況に関する照会書

	年 月 日
<p>那覇市消防局長 宛 (消防署長)</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名</p> <p>下記の届出住宅の消防法令等の適合状況について照会いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 名 称 (届出住宅の申請部分の名称)</p> <p>2 所在地 (届出住宅の申請部分の所在地)</p> <p>3 代表者氏名</p> <p>4 申請理由</p> <p>5 備考</p>	
※受付欄	※経過欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 ※印の欄は、記入しないこと。

改正後

第14号様式(第6条関係)

旅行関係者又は個人からの照会に対する回答書

那消○第 _____ 号
年 月 日

様

那覇市 消防署長

年 月 日付けで照会のあった届出住宅の消防法令等の適合状況について、次のとおり回答します。

記

- 1 名 称(届出住宅の申請部分の名称)
- 2 所在地(届出住宅の申請部分の所在地)
- 3 代表者氏名
- 4 消防法令適合状況(適合 不適合)
- 5 届出等の状況
 消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果 (報告済 未報告)
 その他 ()
- 6 備考

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 印のある欄については、該当の印にレを付けること。